

平成 27 年(2015 年)2 月 23 日  
子ども・子育て支援審議会資料

# **(仮称)吹田市子ども・子育て支援事業計画 《原案》**

**平成 27 年(2015 年)4 月～平成 32 年(2020 年)3 月**

**平成 27 年(2015 年)2 月**

**吹 田 市**



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 目的 .....	1
2. 背景 .....	1
3. 計画の性格 .....	1
4. 計画の期間 .....	2
<b>第2章 吹田市の子どもと家庭を取り巻く状況</b> .....	<b>3</b>
1. 人口等の基本的指標 .....	3
2. 母子保健 .....	8
3. 各種相談 .....	13
4. 保育所・幼稚園 .....	15
5. 地域の子育て支援 .....	19
6. アンケート調査結果からみた子育て支援ニーズ .....	24
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>33</b>
1. 基本理念 .....	33
2. 基本的な視点 .....	33
3. 基本目標 .....	34
<b>第4章 計画の目標値等</b> .....	<b>36</b>
1. 教育・保育提供区域の設定 .....	36
2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出 .....	42
3. 教育・保育の現状と確保方策 .....	45
4. 地域子ども・子育て支援事業の現状と確保方策 .....	60
5. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保 .....	76
6. 子ども・子育て支援関連施策 .....	80
<b>第5章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>86</b>
1. 計画の推進体制 .....	86
2. 効果的な計画の推進に向けて .....	86
<b>参考資料</b> .....	<b>87</b>
1. 子ども・子育て支援法（抄） .....	87
2. 吹田市子ども・子育て支援審議会 .....	89
3. 検討経過 .....	92
4. アンケート調査結果の概要 .....	94



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 目的

就学前と小学生の児童を対象に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることを目的として、「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2. 背景

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境も大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国は、平成15年（2003年）に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。同法では、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務づけており、本市でも平成17年（2005年）3月に「こども 笑顔 輝き プラン（吹田市次世代育成支援行動計画）」を策定し、子育て支援の充実をめざして、様々な取組みを進めてきました。さらに、平成22年（2010年）3月には、新たな課題として、働き方の見直しや特別な支援を必要とする子どもや家庭への配慮に対応していくため、「こども 笑顔 輝き プラン（吹田市次世代育成支援行動計画〔後期計画〕）」を策定し、概ね30歳未満までの子ども・青少年とその家庭を対象にして、子育て支援・母子保健・教育環境の整備・良質な住宅の確保等を含む広範囲の施策について、決めました。

しかしながら、全国的に、少子化は依然として進行しており、子ども・子育て支援が量的に不足しており、さらに質の向上を図る必要があること、子育て家庭の孤立感や負担感が増加していること、待機児童問題等も引き続き大きな問題となっていることなどを背景に、「子ども・子育て支援法」が平成24年（2012年）8月に制定されました。

同法に基づき、平成27年度（2015年度）から始まる「子ども・子育て支援新制度」により、子育てをめぐる課題の解決をめざし、地域の特性やニーズに即して、より柔軟に制度運営やサービス提供を行っていくなど、自治体の権限と責任が強化されることになり、すべての自治体は、就学前と小学生の児童を対象にして、区域ごとの幼児教育・保育、地域の子育て支援の各事業の見込量とその確保方策等について定める「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

## 3. 計画の性格

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子どもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。

また、児童福祉法第56条の8に基づき、保育の需要が増大している市町村が供給体制の確保に関する計画を定める、市町村保育計画としての性格も併せ持ちます。

#### **4. 計画の期間**

この計画は、平成 27 年度（2015 年度）を初年度として、平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間で計画期間とします。

## 第2章 吹田市の子どもと家庭を取り巻く状況

### 1. 人口等の基本的指標

#### (1) 人口・世帯数の推移

人口は平成23年に増加に転じ、平成26年は前年に比べ2,188人増加しています。世帯数については年々増加傾向となっています。

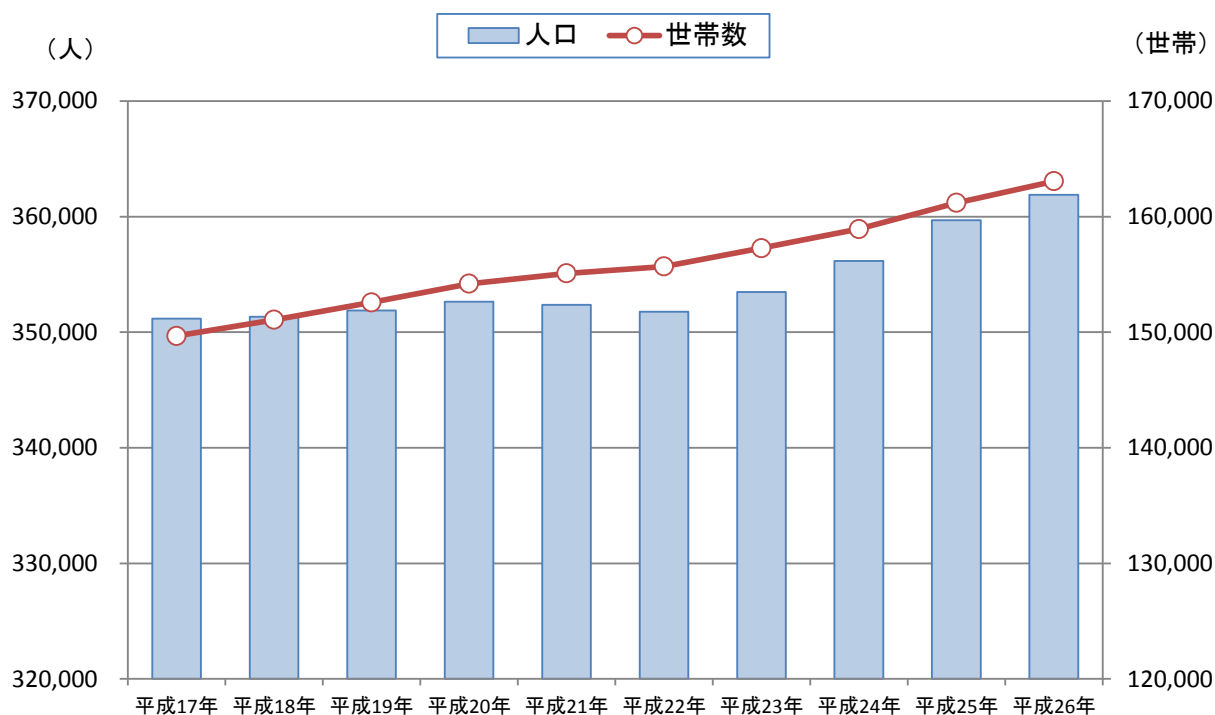


図1 人口・世帯数の推移

表1 人口・世帯数の推移

各年10月1日現在

区分	単位	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人口	(人)	351,168	351,343	351,868	352,626	352,366	351,771	353,493	356,167	359,689	361,877
世帯数	(世帯)	149,679	151,067	152,572	154,196	155,081	155,679	157,273	158,925	161,187	163,064

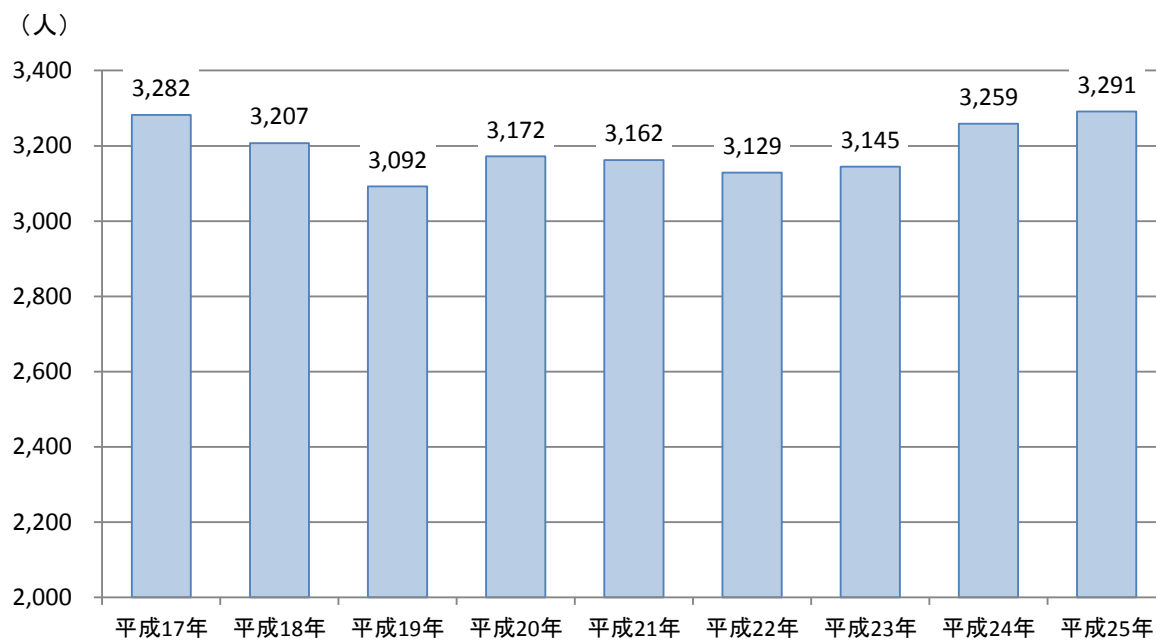
資料：市民課

注：平成23年までは、住民基本台帳と外国人登録の合計の人口数です。

平成24年度より、住民基本台帳の人口数です。外国人登録法が平成24年7月9日に廃止され、外国人住民の方も住民基本台帳法が適用されることになりました。

## (2) 出生数の推移

出生数は平成23年に増加に転じ、平成25年は前年に比べ32人増加しています。



資料:総務室

図2 出生数の推移



### (3) 児童数の推移

0歳から5歳の就学前児童数は、平成24年に増加に転じ、平成26年は前年に比べ353人増加しています。

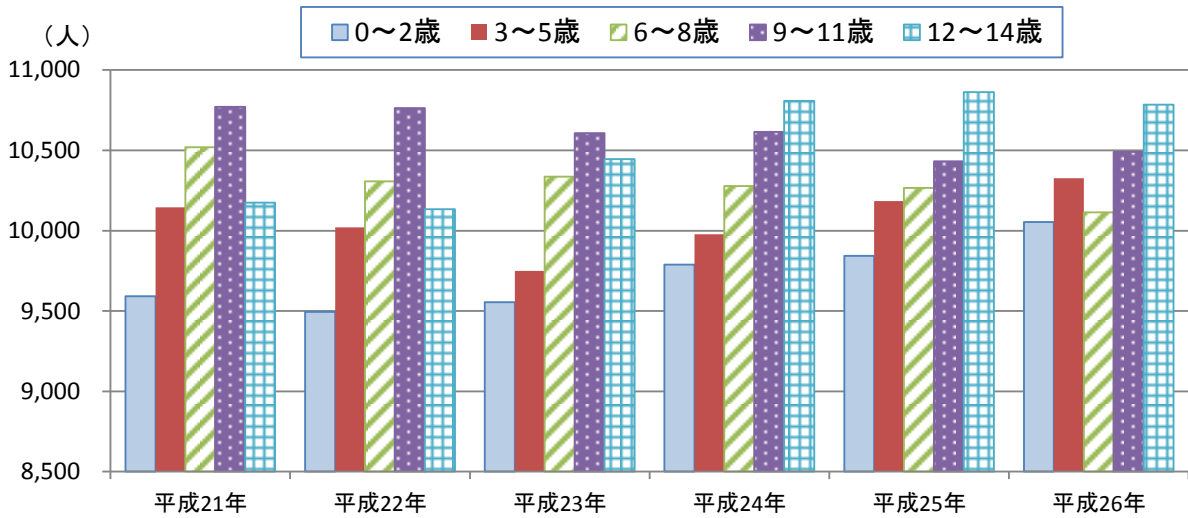


図3 児童数の推移 (15歳未満・3歳区分)

表2 児童数の推移 (15歳未満・3歳区分)

各年4月1日現在

年齢区分(歳)	単位	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0~2	(人)	9,592	9,495	9,555	9,789	9,843	10,053
3~5	(人)	10,146	10,020	9,750	9,978	10,184	10,327
0~5(計)	(人)	19,738	19,515	19,305	19,767	20,027	20,380
6~8	(人)	10,519	10,307	10,335	10,278	10,266	10,114
9~11	(人)	10,771	10,763	10,607	10,614	10,432	10,489
12~14	(人)	10,173	10,132	10,445	10,807	10,862	10,784
15歳未満(計)	(人)	51,201	50,717	50,692	51,466	51,587	51,767

資料:市民課

表3 児童数の推計 (0~11歳)

各年4月1日現在

年齢区分(歳)	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0	(人)	2,937	2,875	2,828	2,776	2,725
1,2	(人)	6,678	6,452	6,307	6,187	6,082
3~5	(人)	10,521	10,643	10,735	10,595	10,273
0~5(計)	(人)	20,136	19,970	19,870	19,558	19,080
6~8	(人)	10,007	10,220	10,293	10,413	10,323
9~11	(人)	10,277	10,243	10,005	9,985	10,194
6~11(計)	(人)	20,284	20,463	20,298	20,398	20,517
0~11(計)	(人)	40,420	40,433	40,168	39,956	39,597

資料:子育て支援室

表4 ブロック別児童数の状況（15歳未満）

平成26年4月1日現在

年齢(歳)	単位	JR以南	片山・岸部	豊津・江坂 ・南吹田	千里山・ 佐井寺	山田・ 千里丘	千里NT・ 万博・阪大	総数
0	(人)	208	516	639	590	713	544	3,210
1	(人)	216	549	624	578	777	643	3,387
2	(人)	213	558	614	630	824	617	3,456
0~2(計)	(人)	637	1,623	1,877	1,798	2,314	1,804	10,053
3	(人)	226	447	582	655	847	596	3,353
4	(人)	227	558	607	676	905	611	3,584
5	(人)	208	508	580	671	875	548	3,390
3~5(計)	(人)	661	1,513	1,769	2,002	2,627	1,755	10,327
0~5(計)	(人)	1,298	3,136	3,646	3,800	4,941	3,559	20,380
6	(人)	230	468	524	688	905	553	3,368
7	(人)	250	500	531	671	857	551	3,360
8	(人)	258	501	521	707	898	501	3,386
6~8(計)	(人)	738	1,469	1,576	2,066	2,660	1,605	10,114
9	(人)	247	532	557	730	961	540	3,567
10	(人)	249	502	475	765	913	490	3,394
11	(人)	303	485	539	725	926	550	3,528
9~11(計)	(人)	799	1,519	1,571	2,220	2,800	1,580	10,489
12	(人)	299	495	532	744	958	500	3,528
13	(人)	314	515	528	742	916	543	3,558
14	(人)	332	530	535	778	915	608	3,698
12~14(計)	(人)	945	1,540	1,595	2,264	2,789	1,651	10,784
15歳未満(計)	(人)	3,780	7,664	8,388	10,350	13,190	8,395	51,767
人口総数	(人)	35,056	53,902	62,392	62,985	80,500	65,172	360,007

資料:市民課

注:前月末日現在の住民登録の数と満年齢で集計を行っています。

万博・阪大ブロックは人口が少ないため、千里NTブロックに足し上げて表示しています。

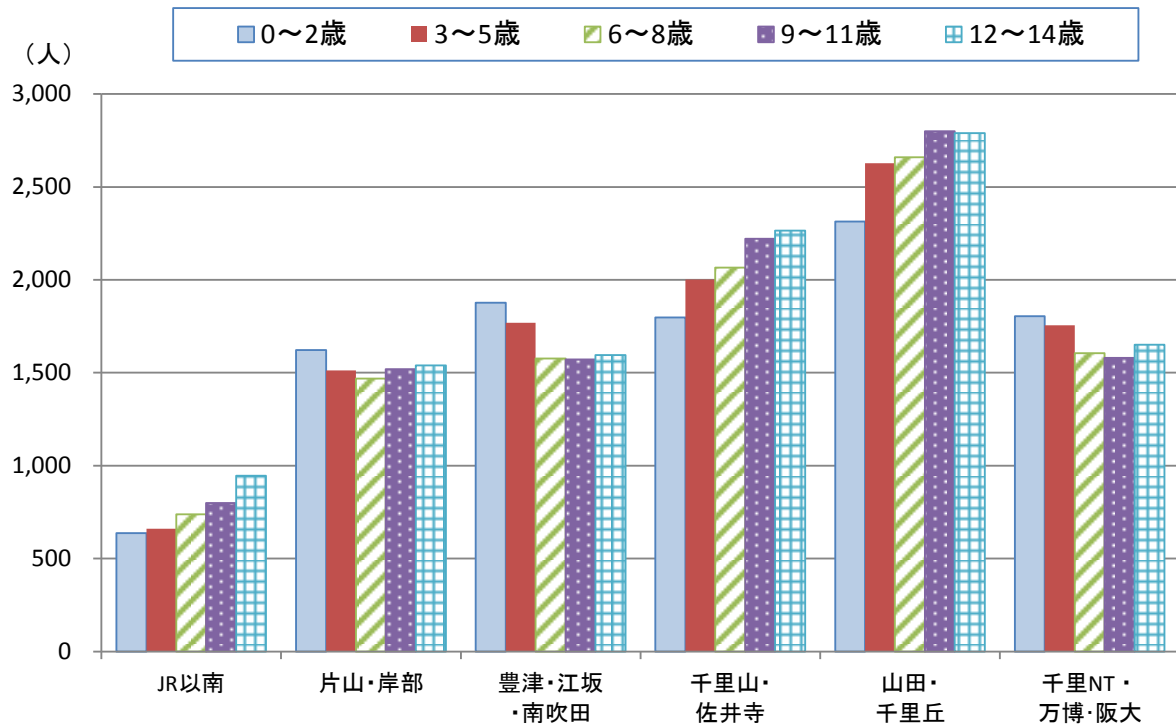


図4 ブロック別児童数（15歳未満・3歳区分）

## 2. 母子保健

### (1) 妊婦健康診査

表 5 妊婦健康診査受診者数の状況

区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延受診者数	(人)	34,373	33,743	33,952	36,031	36,751

資料:保健センター

### (2) 妊婦(両親)教室

表 6 妊婦(両親)教室受講者数の状況

区分		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
妊娠・ 出産編	開催回数		(回)	36	36	36	36	36
	実人数	妊婦	(人)	393	365	421	383	413
		家族(夫)	(人)	42	57	46	47	45
		総数	(人)	435	422	467	430	458
	延人数	妊婦	(人)	819	795	868	799	852
		家族(夫)	(人)	64	71	80	72	73
総数		(人)	883	866	948	871	925	
父親育 児編	開催回数		(回)	12	12	12	12	12
	実人数 (延人数)	妊婦	(人)	363	368	342	362	336
		家族(夫)	(人)	389	394	377	393	367
		総数	(人)	752	762	719	755	703

資料:保健センター

対象:「妊娠・出産編」(3回シリーズ)吹田市在住の妊婦とその家族

「父親育児編」吹田市在住の妊娠7か月以降の妊婦の配偶者で初めて父親になる人

### (3) 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導

とりわけ未熟児訪問指導数が増えています。育児不安の軽減や虐待予防の観点から妊娠中及び出産後早期の支援が求められている中、妊娠届出書や医療機関からの連絡をもとに支援の必要な方を的確に把握し、訪問などの支援に努めています。

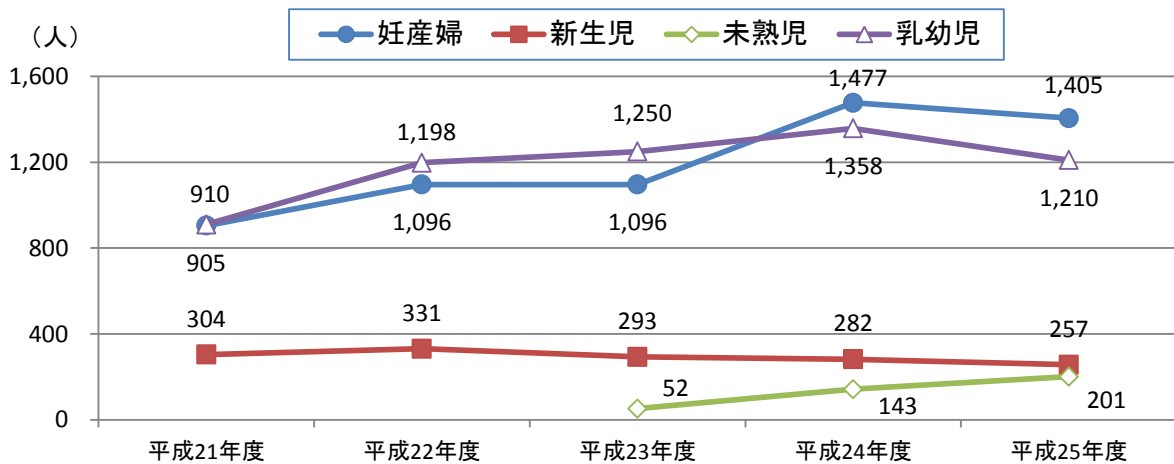


図5 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導（実人数）の推移

表7 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導の推移

区分		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊産婦	実人数	(人)	905	1,096	1,096	1,477	1,405
	延人数	(人)	923	1,129	1,185	1,735	1,671
新生児	実人数	(人)	304	331	293	282	257
	延人数	(人)	312	334	302	291	272
未熟児	実人数	(人)	—	—	52	143	201
	延人数	(人)	—	—	57	158	235
乳幼児	実人数	(人)	910	1,198	1,250	1,358	1,210
	延人数	(人)	1,072	1,475	1,701	1,715	1,508

資料：保健センター

注：平成23年10月1日から一部（生下時体重2001g～2499g）の未熟児、平成25年4月からはすべての未熟児に対して訪問を実施（一部の身体障がい児については、吹田保健所が実施）

表8 出生児に対する訪問指導の推移

区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
出生児	(人)	3,184	3,090	3,135	3,222	3,286
訪問指導人数	(人)	963	1,073	1,103	1,161	1,329
訪問率	(%)	30.2	34.7	35.2	36.0	40.4

資料：市民課、保健センター

注：新生児期、乳児期に訪問した実人数

(4) 4か月児健診・保健指導事業（すくすく赤ちゃんクラブ）

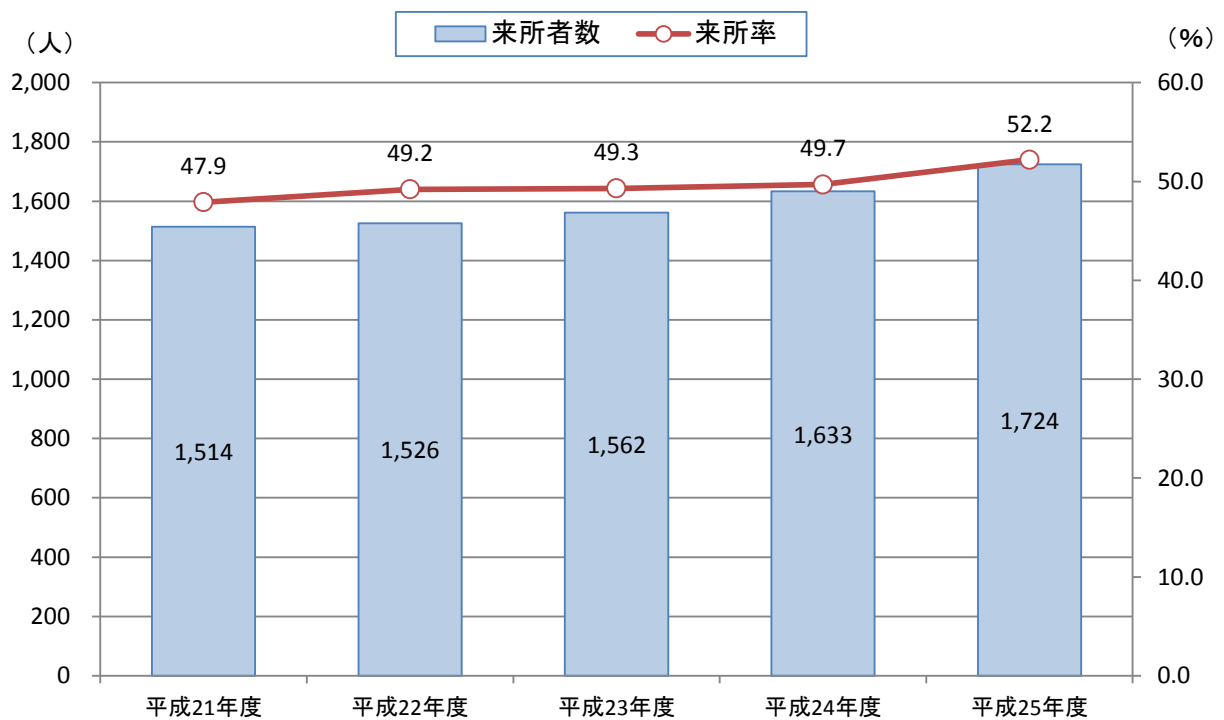


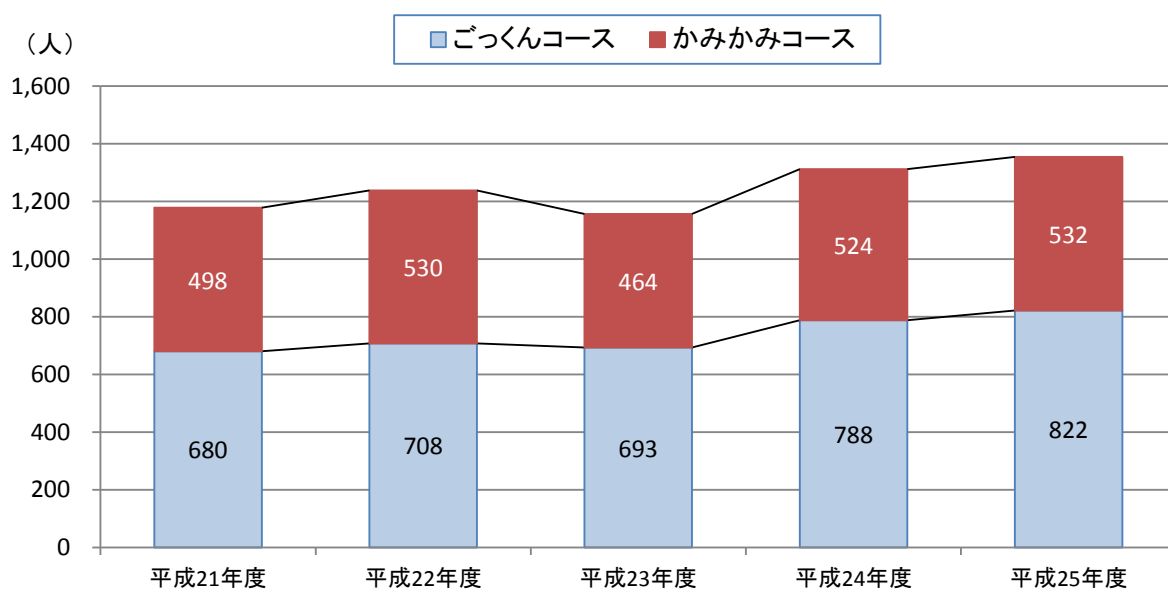
図6 すくすく赤ちゃんクラブの来所状況

表9 4か月児健診・保健指導事業（すくすく赤ちゃんクラブ）の状況

区分		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数		(人)	3,162	3,104	3,170	3,286	3,313
健診 4か月児	受診児数	(人)	3,060	3,028	3,073	3,173	3,184
	受診率	(%)	96.8	97.6	96.9	96.6	96.1
クラブ 赤ちゃん すくすく	回数	(回)	69	78	83	84	85
	来所者数	(人)	1,514	1,526	1,562	1,633	1,724
	来所率	(%)	47.9	49.2	49.3	49.7	52.2

資料：保健センター

## (5) 離乳食講習会



資料:保健センター

図7 離乳食講習会受講者数の状況

- 注：(1) 各コースの対象  
ごっくんコース・・・生後5～6か月前後の乳児を持つ保護者  
かみかみコース・・・生後9～11か月前後の乳児を持つ保護者
- (2) 開催回数については、各コース24回（平成25年度は計50回）実施しています。

(6) 1歳6か月児健診・3歳児健診

表10 1歳6か月児健診の状況

区分		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象児数		(人)	3,215	3,287	3,256	3,233	3,495
内科健診	受診児数	(人)	3,080	3,188	3,120	3,146	3,364
	( )個別内科 健診受診児数	(人)	(1,139)	(1,175)	(1,129)	(1,113)	(1,170)
	受診率	(%)	95.8	97.0	95.8	97.3	96.3
歯科健診	受診児数	(人)	2,939	3,052	3,037	3,023	3,281
	受診率	(%)	91.4	92.9	93.3	93.5	93.9

資料:保健センター

注:内科健診は個別・集団併用方式であるが、歯科健診は集団方式のみです。

表11 3歳児健診の状況

区分		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象児数		(人)	3,350	3,236	3,263	3,366	3,421
内科健診	受診児数	(人)	2,961	2,826	2,878	3,052	3,030
	( )個別内科 健診受診児数	(人)	(2,003)	(1,969)	(1,987)	(2,032)	(1,880)
	受診率	(%)	88.4	87.3	88.2	90.7	88.6
歯科健診	受診児数	(人)	2,554	2,507	2,576	2,733	2,779
	受診率	(%)	76.2	77.5	78.9	81.2	81.2

資料:保健センター

注:内科健診は個別・集団併用方式であるが、歯科健診は集団方式のみです。

(7) 育児支援家庭訪問事業

表12 育児支援家庭訪問事業の状況

区分			単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
専門的 支援	保護者に 対すること	実人数	(人)	42	194	125	88	90
		延人数	(人)	71	372	298	209	253
	子どもに 対すること	実人数	(人)	259	420	348	277	218
		延人数	(人)	360	774	780	523	460
育児・家事等の援助 (訪問)	実件数	(人)	9	14	26	16	18	
	延件数	(人)	85	103	334	367	272	

資料:保健センター、子育て支援室

注:専門的支援については、保健センターが平成17年9月から実施

また、育児・家事等の援助については、子育て支援室が平成18年9月から実施。



### 3. 各種相談

#### (1) 子育て相談

のびのび子育てプラザでの開設により、平成 23 年度から電話だけでなく、ロビーワーカーを配置し、利用している親子を見守りながら子育て相談を受けるなど相談の機会を拡大し、相談件数は増加しています。

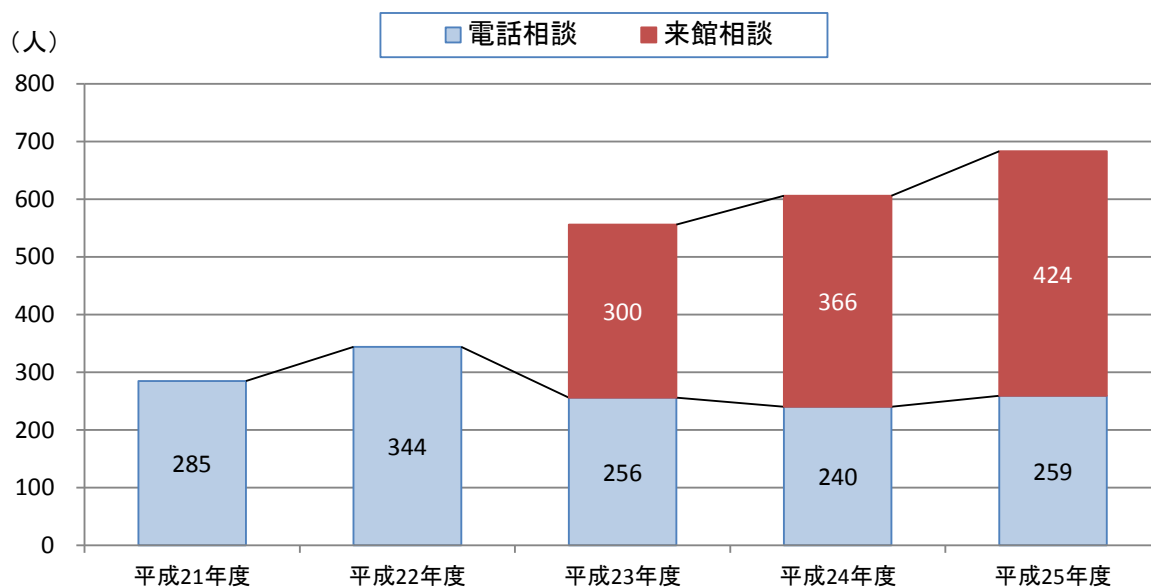
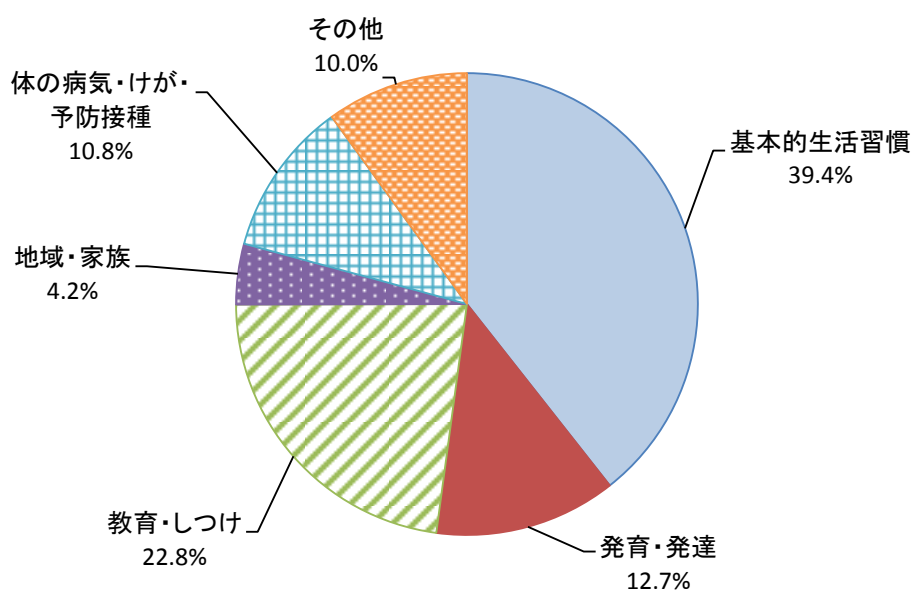


図 8 子育て相談件数の推移

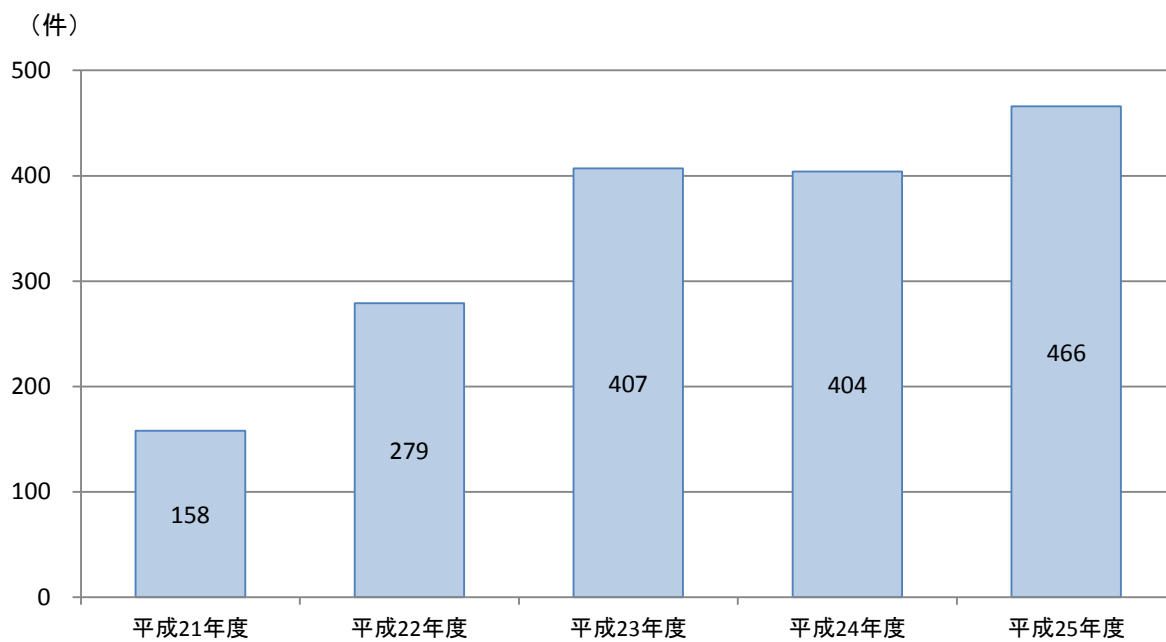
注：平成 23 年度にのびのび子育てプラザで来館相談を開始



資料：のびのび子育てプラザ

図 9 平成 25 年度相談内容の内訳

## (2) 児童虐待相談



資料:子育て支援室

図10 児童虐待相談件数の推移

## 4. 保育所・幼稚園

### (1) 保育所

保育所待機児童数は、前年に比べ 109 人減少しています。

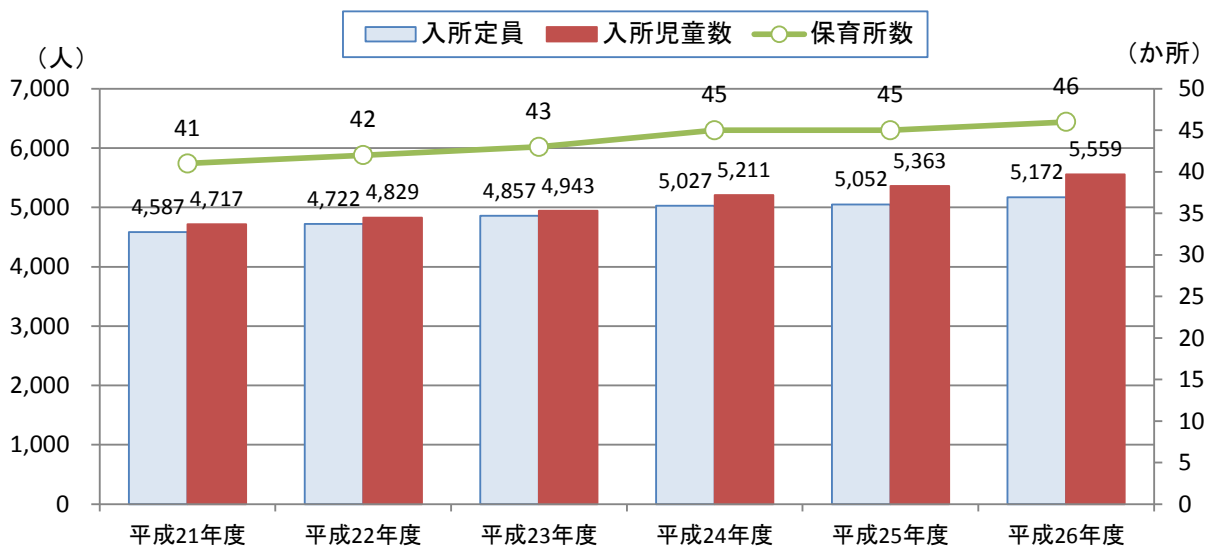


図 11 保育所の状況

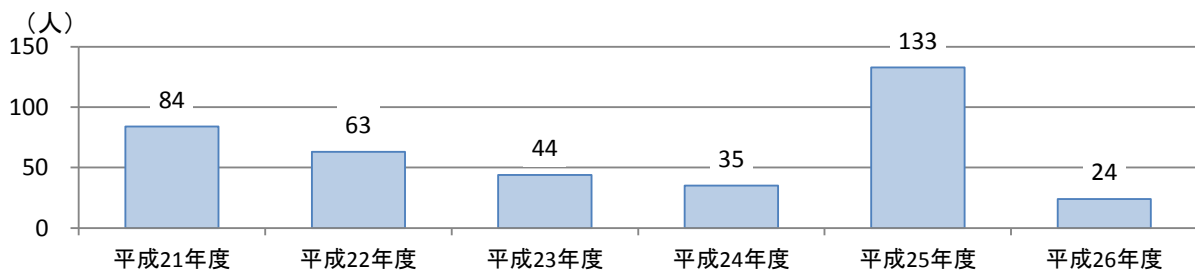
表 13 保育所数・入所定員・入所児童数の推移

各年度4月1日現在

区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保育所数	総数 (か所)	41	42	43	45	45	46
	公立 (か所)	18	18	18	18	18	18
	私立 (か所)	23	24	25	27	27	28
入所定員	総数 (人)	4,587	4,722	4,857	5,027	5,052	5,172
	公立 (人)	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112
	私立 (人)	2,475	2,610	2,745	2,915	2,940	3,060
入所児童数	総数 (人)	4,717	4,829	4,943	5,211	5,363	5,559
	公立 (人)	2,094	2,092	2,070	2,106	2,152	2,197
	私立 (人)	2,623	2,737	2,873	3,105	3,211	3,362

※公立：市内の公立に限る、私立：市外の公立を含む

資料：保育幼稚園課



資料：保育幼稚園課

図 12 保育所待機児童数の推移

(2) 一時預かり

平成 23 年度に実施か所数が 7 か所から 10 か所に増えたことにより、利用日数も増加しています。特に非定型の利用が増加しており、ニーズが高まっています。

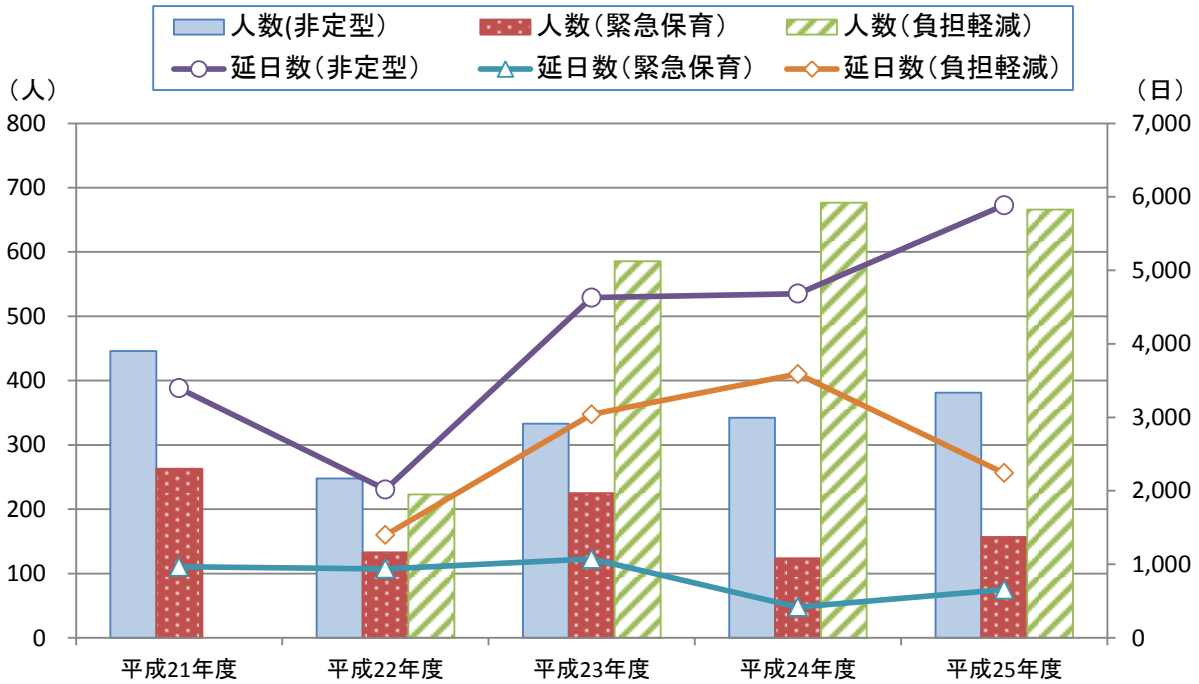


図 13 一時預かり利用状況

表 14 一時預かり利用状況

区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	(か所)	7	7	10	10	10
人数(総数)	(人)	709	604	1,144	1,143	1,204
人数(非定型)	(人)	446	248	333	342	381
人数(緊急保育)	(人)	263	133	225	124	157
人数(負担軽減)	(人)	-	223	586	677	666
延日数(総数)	(日)	4,361	4,353	8,741	8,690	9,920
延日数(非定型)	(日)	3,395	2,018	4,628	4,683	5,886
延日数(緊急保育)	(日)	966	937	1,072	418	654
延日数(負担軽減)	(日)	-	1,398	3,041	3,589	2,241

資料: 保育幼稚園課、のびのび子育てプラザ

注: 平成 21 年度までは負担軽減は緊急保育の数に含まれています。

### (3) 緊急保育

表 15 緊急保育利用状況

区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人数	(人)	43	65	67	56	63
延日数	(日)	1,029	1,757	1,935	1,082	1,865

資料：保育幼稚園課

### (4) 病児・病後児保育

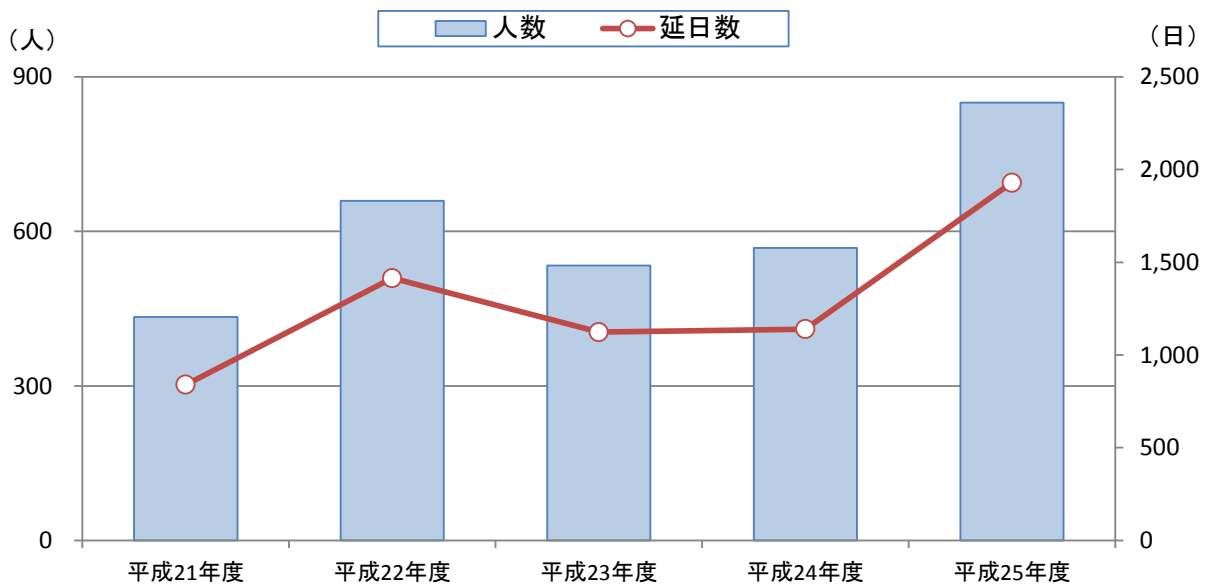


図 14 病児病後児保育利用状況

表 16 病児病後児保育利用状況

区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	(か所)	2	2	2	(注) 3	2
人数	(人)	434	659	534	568	850
延日数	(日)	840	1,414	1,123	1,139	1,929

資料：保育幼稚園課

注：平成 25 年 3 月に病後児保育室 1 か所閉室、病児・病後児保育室 1 か所開室

(5) 幼稚園

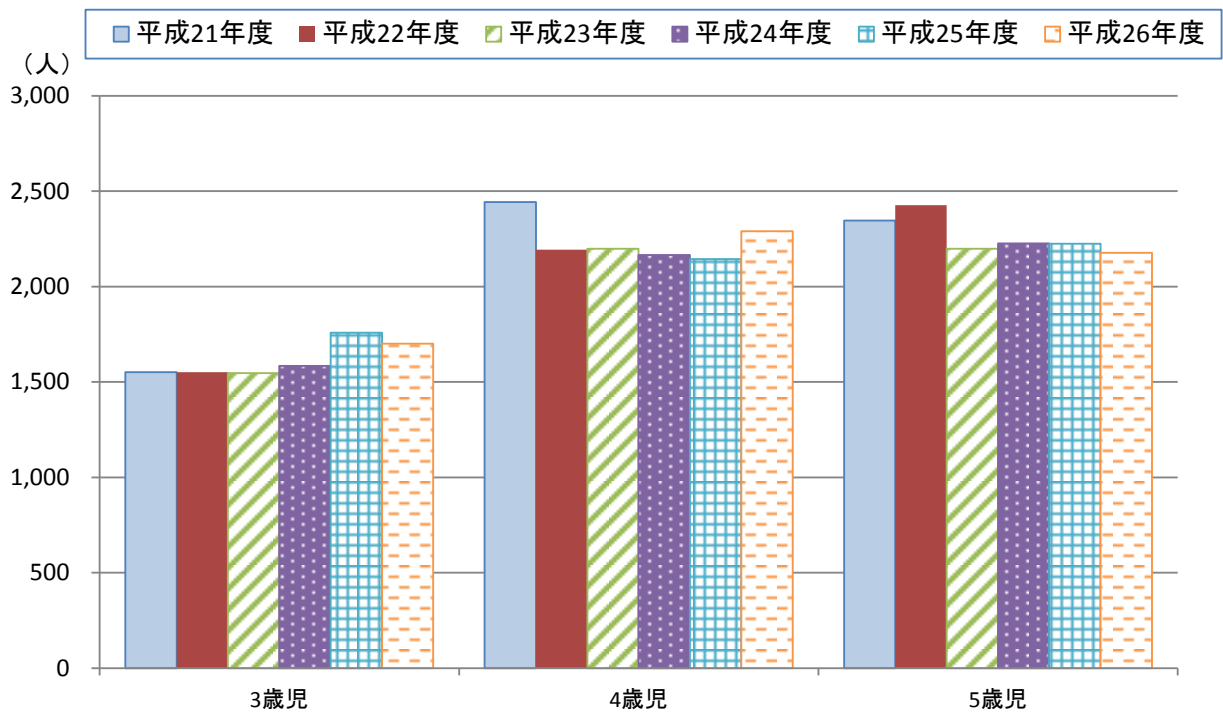


図 15 幼稚園在園児の状況

表 17 幼稚園在園児の状況

各年度5月1日現在

年齢	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
3歳児	(人)	1,552	1,552	1,546	1,584	1,759	1,701
4歳児	(人)	2,443	2,193	2,198	2,165	2,145	2,291
5歳児	(人)	2,346	2,426	2,198	2,227	2,224	2,177
総数	(人)	6,341	6,171	5,942	5,976	6,128	6,169

資料: 保育幼稚園課

注: 吹田市内在住者で市外幼稚園在籍者を含みます

## 5. 地域の子育て支援

### (1) 地域子育て支援センター

表 18 地域子育て支援センターの状況

区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
育児教室	(組)	3,560	3,629	3,485	3,513	3,613
育児相談	(件)	3,670	4,233	3,770	4,164	3,881
園行事	(人)	25,637	29,358	26,117	25,597	23,714
子育てサークル支援	(人)	13,261	18,142	16,151	17,476	15,201
園庭開放	(人)	10,728	12,857	11,754	13,828	12,495

資料：子育て支援室

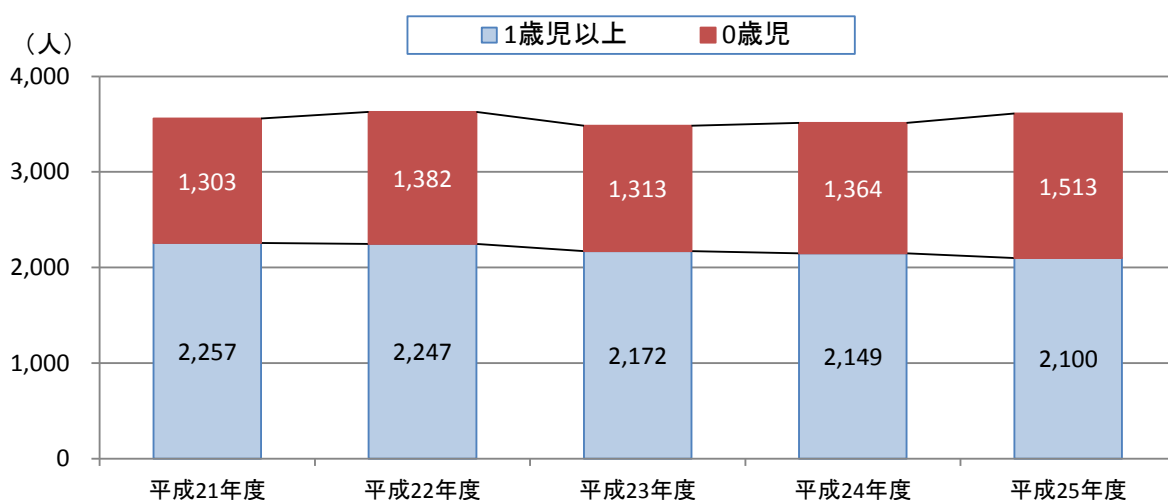


図 16 育児教室参加組数の推移

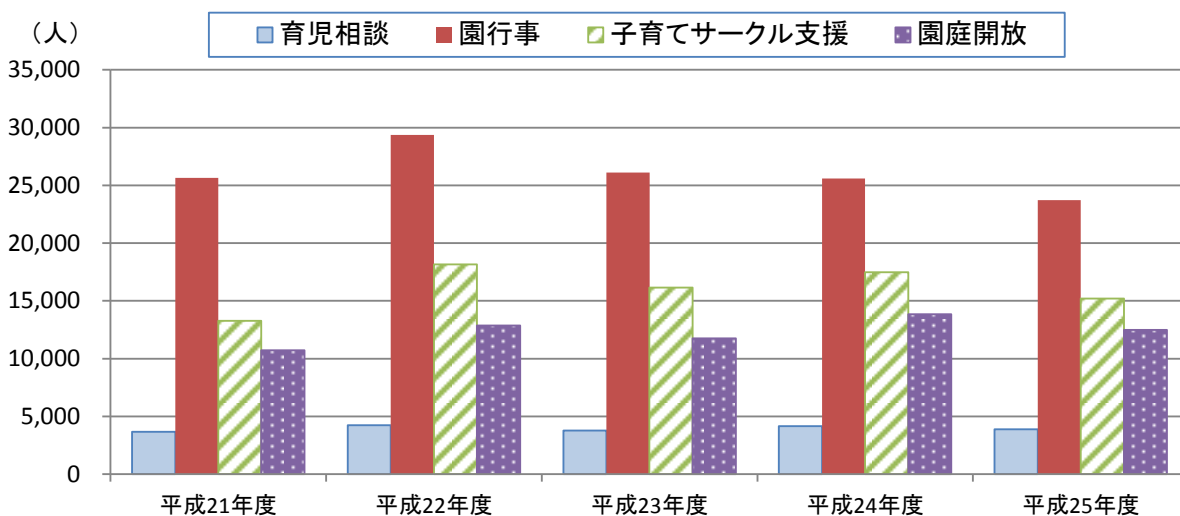


図 17 園行事等の参加者数の推移

## (2) 子育て広場

子育て広場は、開設か所数の増加により、利用者も増加傾向にあります。

表 19 子育て広場開設か所数と利用者数の状況

区分		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開設か所数		(か所)	6	7	8	8	8
利用者数	大人	(人)	10,617	13,686	14,079	15,175	19,301
	乳幼児	(人)	12,273	15,583	16,299	18,012	17,102

資料:子育て支援室

## (3) 子育てサロン (地区福祉委員会による)

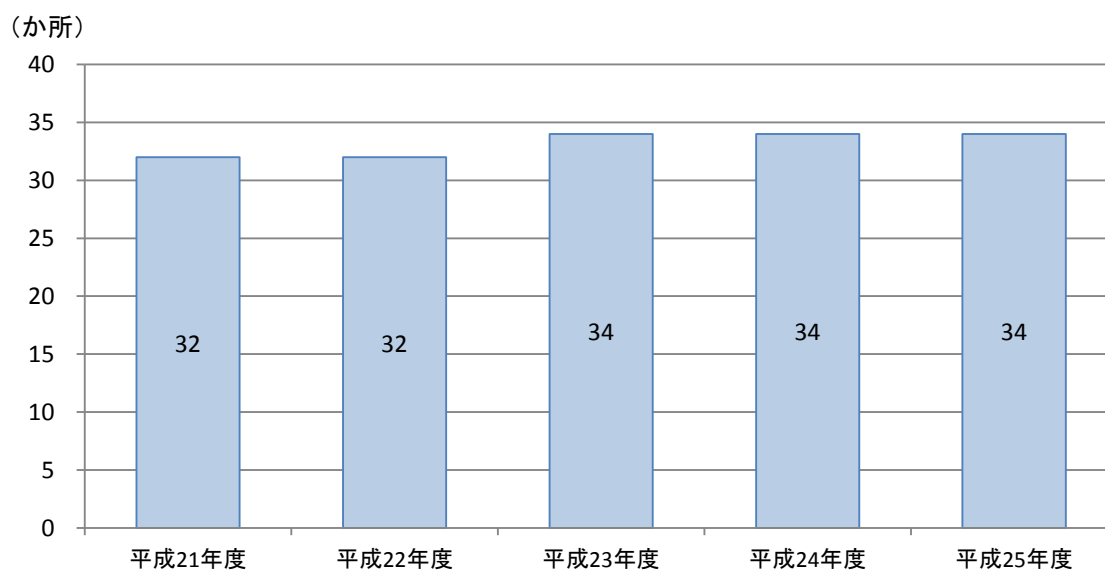


図 18 子育てサロン実施か所数の推移



#### (4) 児童会館・児童センター

児童会館・児童センターでは、幼児教室の実施など小学生だけでなく就学前の親子の居場所になるよう取り組んできた結果、乳幼児の利用が伸びています。

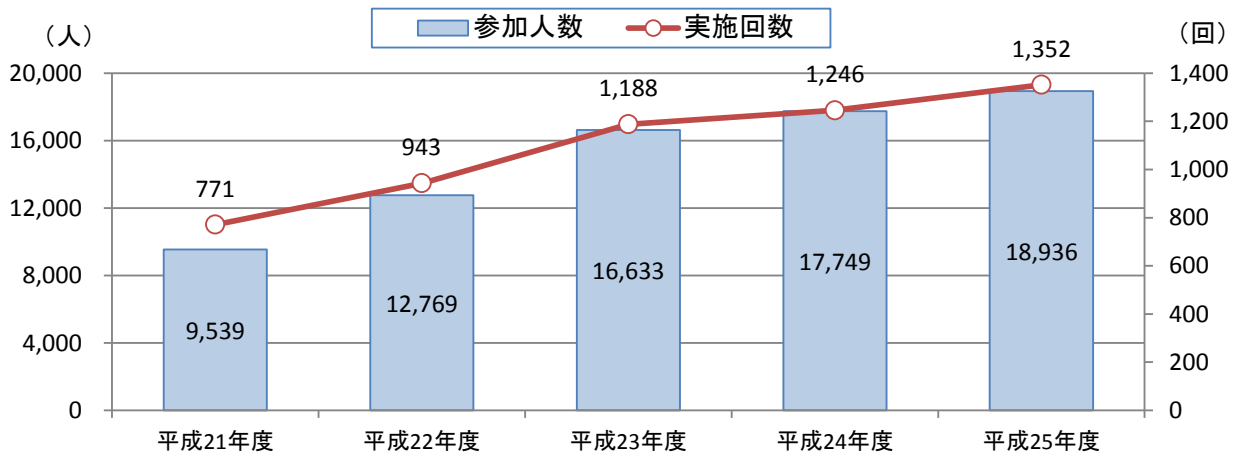


図 19 幼児教室実施状況

資料:子育て支援室

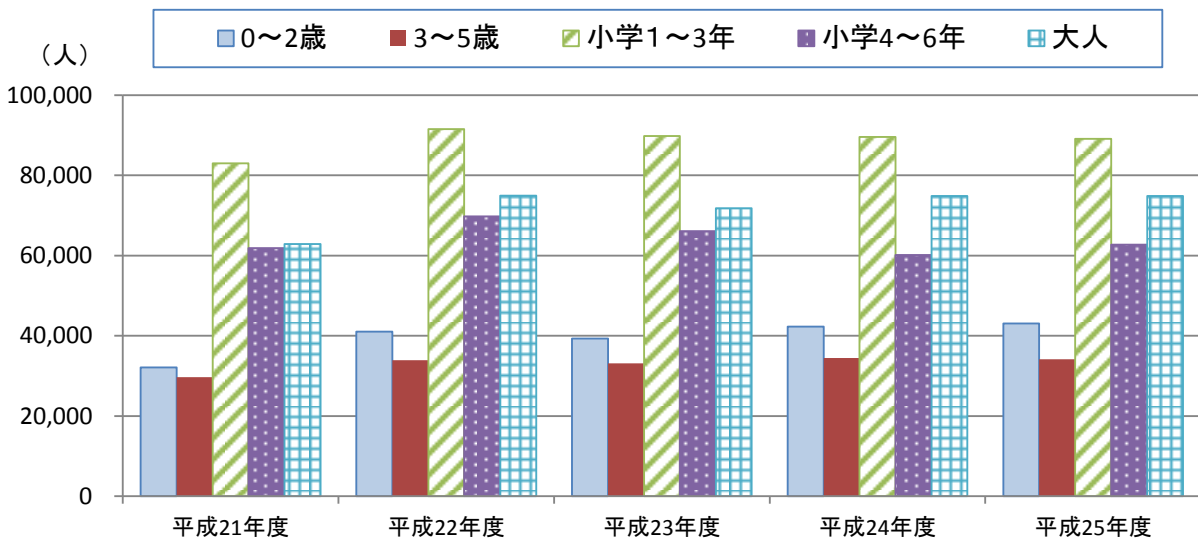


図 20 児童会館・児童センター利用者数の推移

資料:子育て支援室

表 20 児童会館・児童センターの年齢（3歳区分）別延べ利用者数

区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0~2歳	(人)	32,110	41,006	39,349	42,325	43,069
3~5歳	(人)	29,653	33,904	33,131	34,485	34,155
小学□~3年	(人)	82,988	91,563	89,810	89,566	89,104
小学□~6年	(人)	61,877	69,813	66,060	60,146	62,760
子ども(計)	(人)	206,628	236,286	228,350	226,522	229,088
大人	(人)	62,889	74,921	71,830	74,831	74,851

資料:子育て支援室

### (5) ファミリー・サポート・センター

活動件数は平成 24 年度にかけて減少傾向で推移してきましたが、平成 25 年度には増加に転じ、依頼会員数・援助会員数はともに増加傾向にあります。

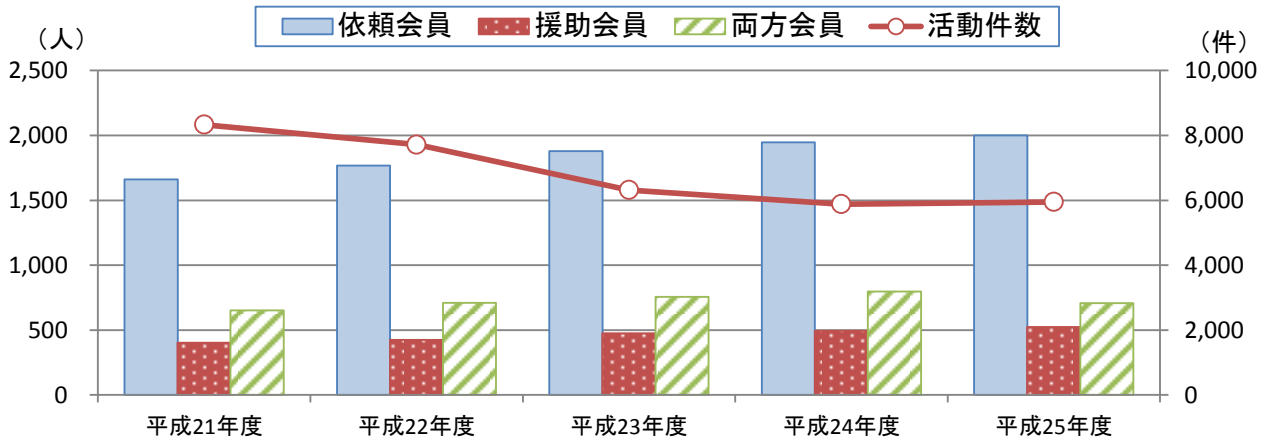


図 21 ファミリー・サポート・センター事業の状況

表 21 ファミリー・サポート・センター事業の状況

各年度末人数及び件数

区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
依頼会員	(人)	1,662	1,768	1,879	1,947	1,999
援助会員	(人)	403	425	474	495	524
両方会員	(人)	652	710	756	797	706
活動件数	(件)	8,328	7,718	6,318	5,882	5,951

資料：のびのび子育てプラザ

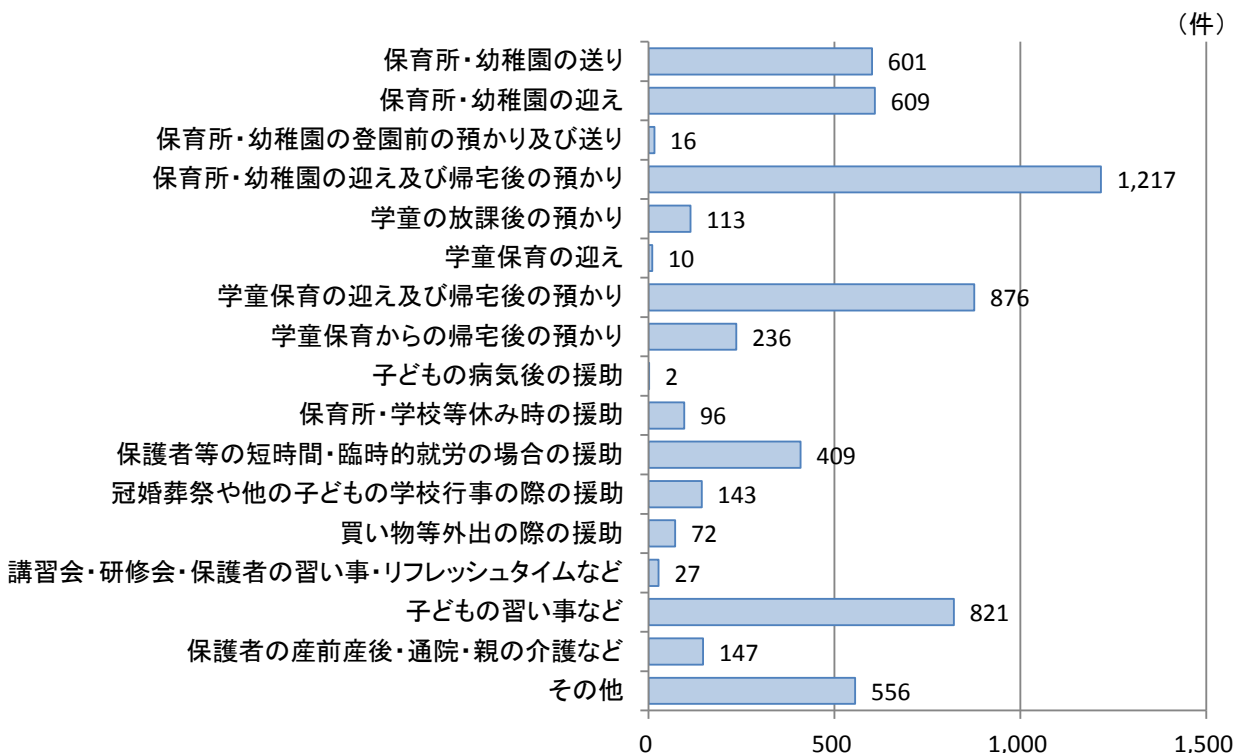


図 22 平成 25 年度 ファミリー・サポート・センター活動内容別件数

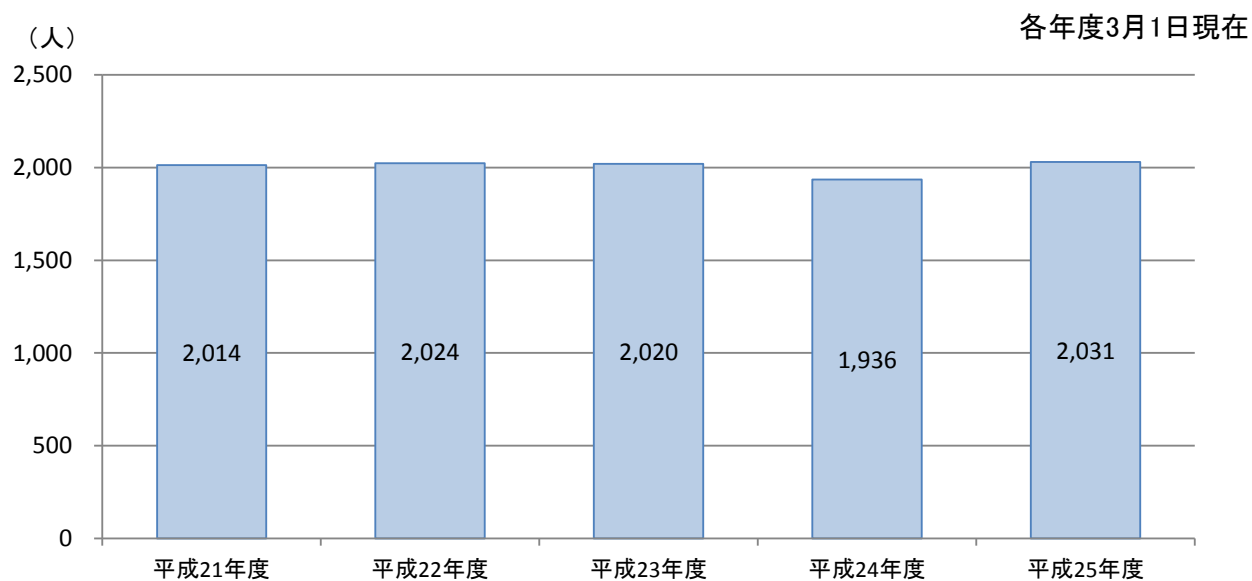
(6) ショートステイ

表 22 ショートステイ事業の状況

区分	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人数	(人)	2	3	4	7	10
延日数	(日)	22	14	20	34	48

資料:子育て支援室

(7) 留守家庭児童育成室



資料:児童育成課

図 23 留守家庭児童育成室在籍児童数の推移

## 6. アンケート調査結果からみた子育て支援ニーズ

### (1) 母親の就労状況

母親の就労状況をたずねたところ、就学前児童の母親では「以前は働いていたが、今は働いていない」が最も多く48.5%となっており、年齢が上がるにつれて、働いていない割合が減少しています。

表 23 就学前児童の母親の就労状況

	フルタイムで働いている	パート・アルバイトなど働いている（産休・育休・介護休業中）	パート・アルバイトなど働いていない	パート・アルバイトなど働いている（産休・育休・介護休業中）	パート・アルバイトなど働いていないが、以前は働いていたが、今は働いていない	これまで働いたことがない	不明	合計
0歳 (N=334)	2.5%	5.1%	1.0%	0.5%	12.4%	1.0%	0.3%	23.0%
1歳 (N=229)	3.7%	0.8%	1.7%	0.1%	8.5%	0.6%	0.3%	15.7%
2歳 (N=232)	3.2%	0.4%	2.0%	0.0%	8.5%	1.6%	0.2%	16.0%
3歳 (N=234)	3.0%	0.3%	4.1%	0.1%	7.6%	1.0%	0.1%	16.1%
4歳 (N=193)	2.8%	0.2%	3.6%	0.1%	5.6%	1.0%	0.0%	13.3%
5歳 (N=196)	2.6%	0.2%	4.3%	0.0%	4.9%	1.3%	0.2%	13.5%
不明 (N=36)	0.7%	0.0%	0.4%	0.0%	0.9%	0.3%	0.1%	2.5%
合計	18.6%	7.0%	17.1%	0.7%	48.5%	6.9%	1.2%	100.0%

また、小学生の母親では「パート・アルバイトなどで働いている」が最も多く43.0%となっており、「フルタイムで働いている」と「パート・アルバイトなどで働いている」を合わせると、6割を超えています。

表 24 小学生の母親の就労状況

	フルタイムで働いている	パート・アルバイトなど働いている（産休・育休・介護休業中）	パート・アルバイトなど働いている	パート・アルバイトなど働いている（産休・育休・介護休業中）	パート・アルバイトなど働いていないが、以前は働いていたが、今は働いていない	これまで働いたことがない	不明	合計
1年生 (N=228)	3.6%	0.1%	5.3%	0.0%	4.4%	2.1%	0.2%	15.6%
2年生 (N=245)	3.9%	0.0%	6.4%	0.1%	4.2%	1.6%	0.6%	16.8%
3年生 (N=225)	2.7%	0.1%	7.8%	0.0%	2.9%	1.4%	0.5%	15.4%
4年生 (N=225)	3.1%	0.1%	6.6%	0.1%	3.2%	1.8%	0.6%	15.4%
5年生 (N=213)	3.1%	0.0%	6.6%	0.1%	3.6%	1.0%	0.2%	14.6%
6年生 (N=237)	3.4%	0.0%	7.7%	0.1%	3.0%	1.7%	0.2%	16.2%
不明 (N=89)	1.8%	0.0%	2.7%	0.0%	0.9%	0.6%	0.1%	6.1%
合計	21.5%	0.2%	43.0%	0.3%	22.1%	10.3%	2.5%	100.0%

## (2) 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況を就学前児童のいる家庭（1,454人）にたずねたところ、母親では「働いていなかった」が最も多く53.2%、父親では「育児休業を取らずに働いた」が最も多く84.6%となっています。

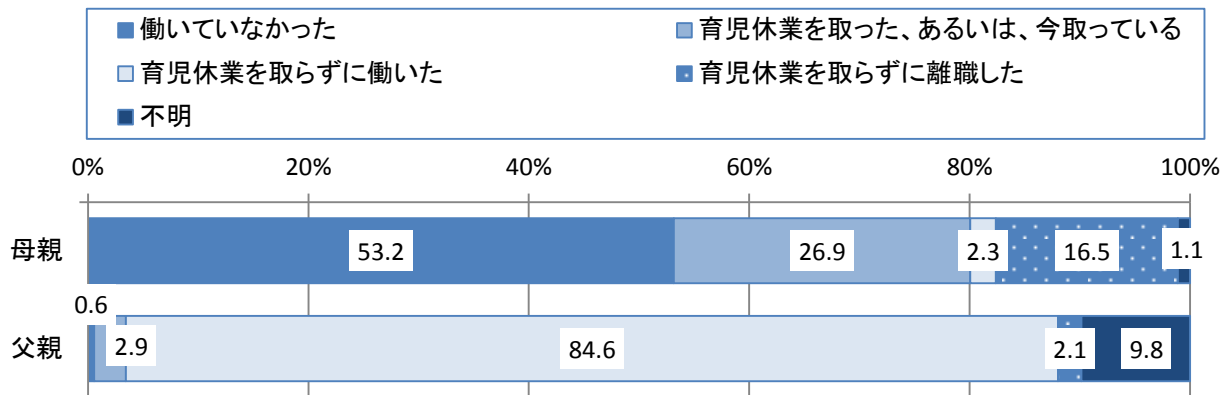


図24 育児休業の取得状況

## (3) 平日の定期的な幼稚園や保育所などの利用

平日の定期的な幼稚園や保育所などの現在の利用状況と利用希望をたずねたところ、現在と希望の差をみると、希望の方が多いものは、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」が最も多く39.5ポイント差、その次に「子育ての仲間が集まる場」が22.7ポイント差、「認定こども園」が16.9ポイント差となっています。

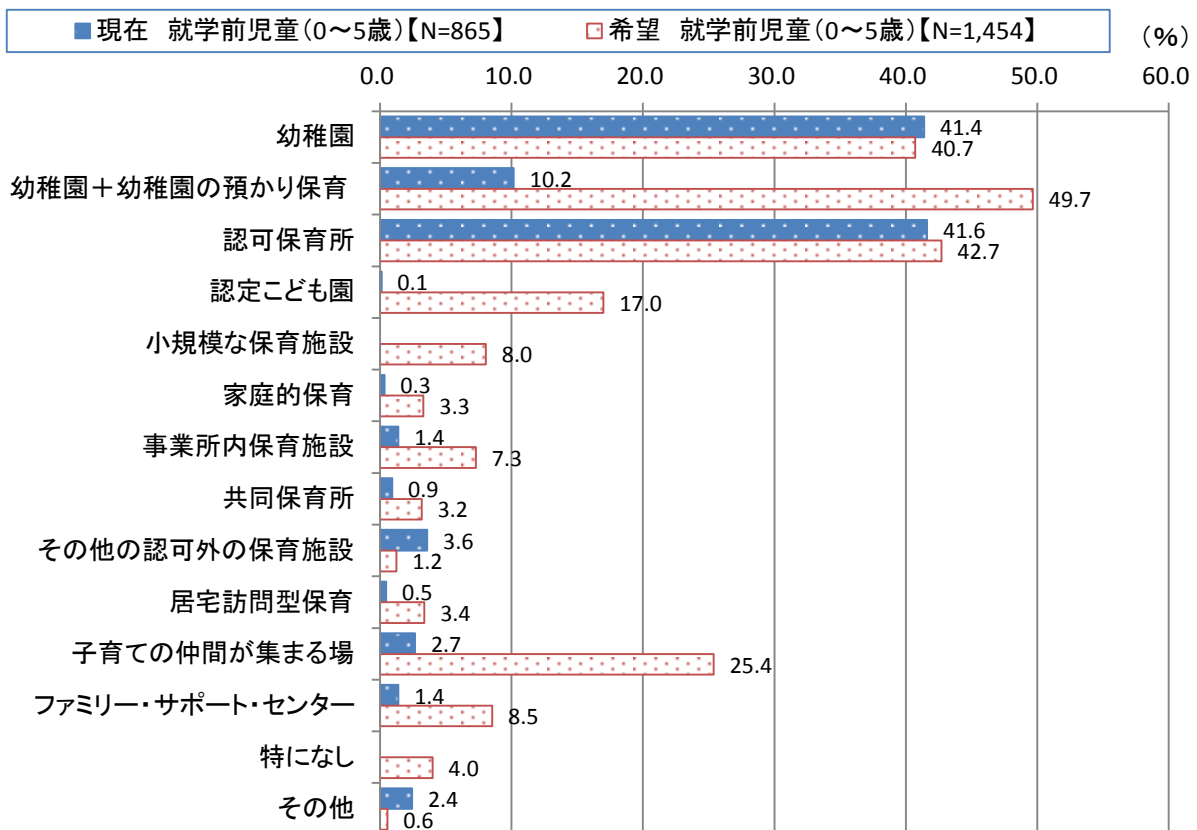


図25 平日の定期的な幼稚園や保育所などの利用

#### (4) 一時預かりなどの利用状況

保護者自身や配偶者の親の通院、不規則な仕事などを理由として、子どもを預かるサービスを「不定期に」利用しましたかについて、就学前児童のいる家庭（1,454人）にたずねたところ、「利用していない」が最も多く76.3%となっています。

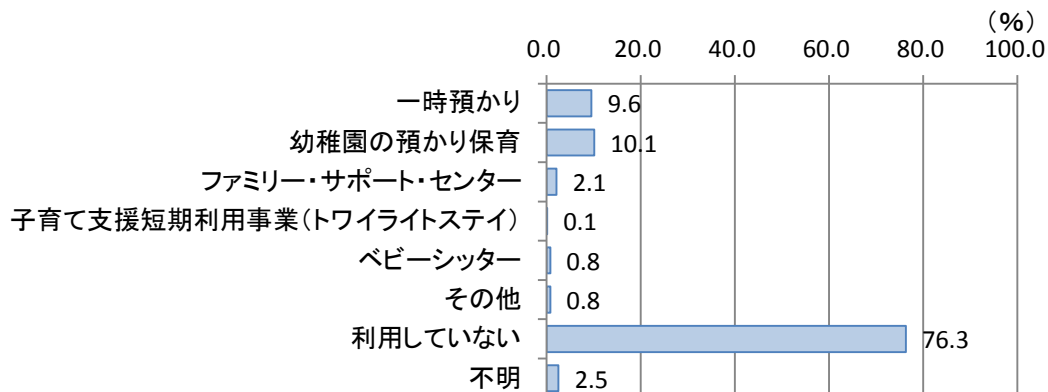


図 26 一時預かりなどの利用状況

#### (5) 病児保育の利用希望

病児保育の利用希望について、就学前児童のいる家庭では、「利用したいと思わない」が最も多く51.9%となっています。母親の就労状況別にみると、「できれば病気の子どものための保育施設などを利用したい」で母親が「フルタイムで働いている」が最も多く52.2%となっています。

表 25 就学前児童のいる家庭における病児保育の利用状況

		単位：%		
		利保子で 用育ど きし施 もれた 設のば いなた 病どめ め気の をの	わ利 な用 いし たい と思	不 明
就学前児童のいる母親の就労状況				
合計	【N=401】	44.4	51.9	3.7
フルタイムで働いている	【N=207】	52.2	44.9	2.9
フルタイムで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業中）	【N=22】	50.0	50.0	0.0
パート・アルバイトなどで働いている	【N=146】	39.0	59.6	1.4
パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業中）	【N=1】	0.0	100.0	0.0
以前は働いていたが、今は働いていない	【N=22】	4.5	63.6	31.8
これまで働いたことがない	【N=2】	50.0	50.0	0.0

また、小学生のいる家庭では、「利用したいと思わない」が最も多く77.0%となっています。母親の就労状況別にみると、「以前は働いていたが、今は働いていない」が最も多く30.8%となっています。

表 26 小学生のいる家庭における病児保育の利用状況

		単位：%		
		利保子で 用育ど きし施 もれた 設のば いなた 病どめ め気の をの	わ利 な用 いし たい と思	不 明
小学生のいる母親の就労状況				
合計	【N=496】	20.0	77.0	3.0
フルタイムで働いている	【N=166】	28.3	69.3	2.4
フルタイムで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業中）	【N=2】	0.0	100.0	0.0
パート・アルバイトなどで働いている	【N=308】	14.6	82.1	3.2
パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業中）	【N=0】	0.0	0.0	0.0
以前は働いていたが、今は働いていない	【N=13】	30.8	61.5	7.7
これまで働いたことがない	【N=1】	0.0	100.0	0.0

### (6) 留守家庭児童育成室の利用状況

留守家庭児童育成室の利用を、小学1年生から3年生のいる家庭にたずねたところ、「利用している」が22.6%、「利用していない」が76.2%となっています。さらに、「利用していない」と答えた方に、今後、父母とも働く予定があるなどの理由で、留守家庭児童育成室を利用したいかをたずねたところ、「今後も利用しない」が最も多く66.6%となっています。

表 27 留守家庭児童育成室の利用状況

単位：%

	利用している	利用していない			不明
		利用したい	今後も利用しない	不明	
合計 (N=698)	22.6	5.7	66.6	3.9	1.1
1年生 (N=228)	27.2	7.9	60.1	3.5	1.3
2年生 (N=245)	23.3	4.5	68.2	2.4	1.6
3年生 (N=225)	17.3	4.9	71.6	5.8	0.4

### (7) 子どもの遊び場

地域の子どもの遊び場について、日ごろ感じることをたずねたところ、就学前児童のいる家庭・就学児童のいる家庭ともに「雨の日に遊べる場所がない」が最も多くなっています。

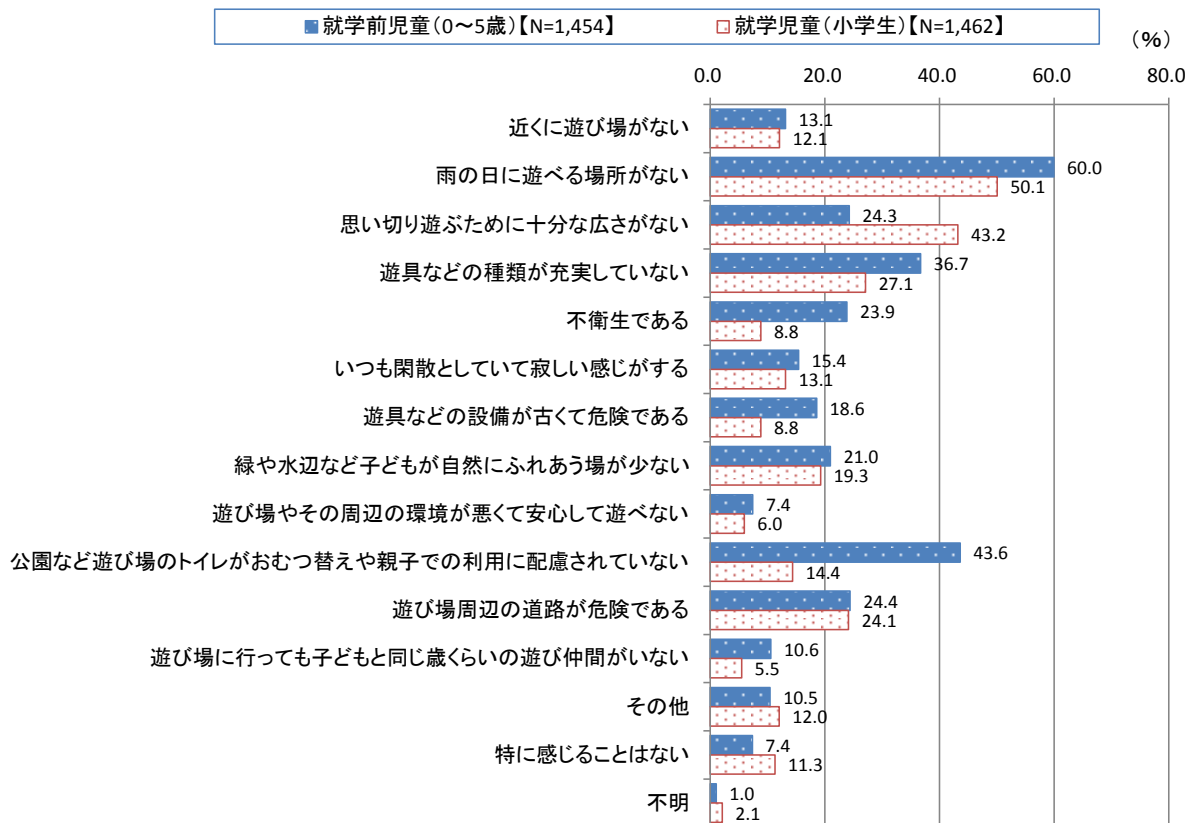


図 27 子どもの遊び場について日ごろ感じること

## (8) 子育てに対する意識

子育てをする中で、どのような支援・対策を有効だと感じるかをたずねたところ、就学前児童のいる家庭では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が最も多く 44.4%、就学児童のいる家庭では「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が最も多く 60.3%となっています。

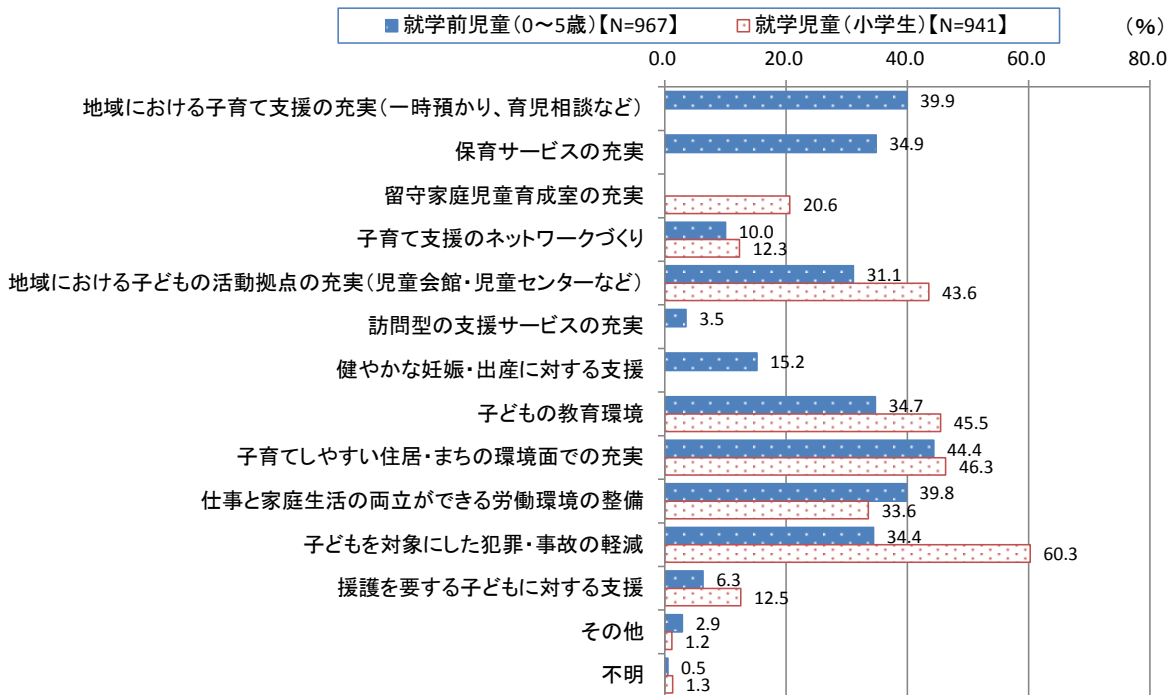


図 28 子育てに対する有効な支援・対策

子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策をたずねたところ、就学前児童のいる家庭では「地域における子育て支援の充実(一時預かり、育児相談など)」が最も多く 51.1%、就学児童のいる家庭では「子どもの教育環境」「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が最も多く、それぞれ 43.2%となっています。

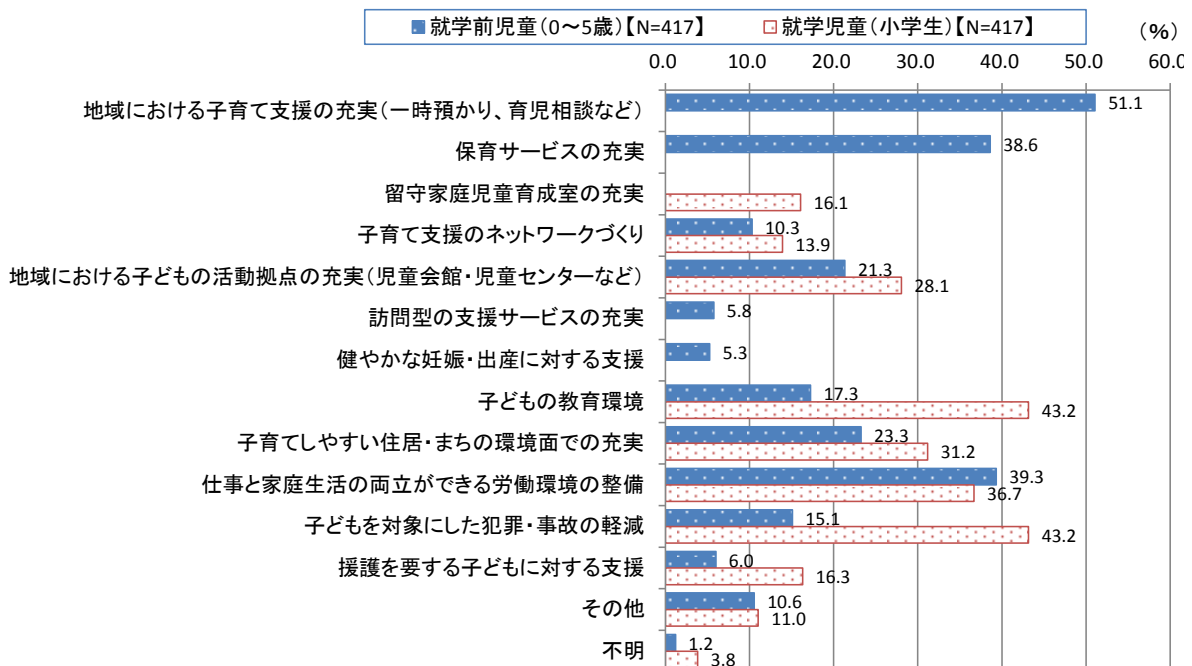


図 29 子育てのつらさを解消するための必要な支援・対策



### (9) 行政に対して希望するもの

市役所などに対して、子育ての経験などから、どのような子育て支援サービスを充実してほしいかをたずねたところ、就学前児童のいる家庭・就学児童のいる家庭ともに「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が最も多くなっています。

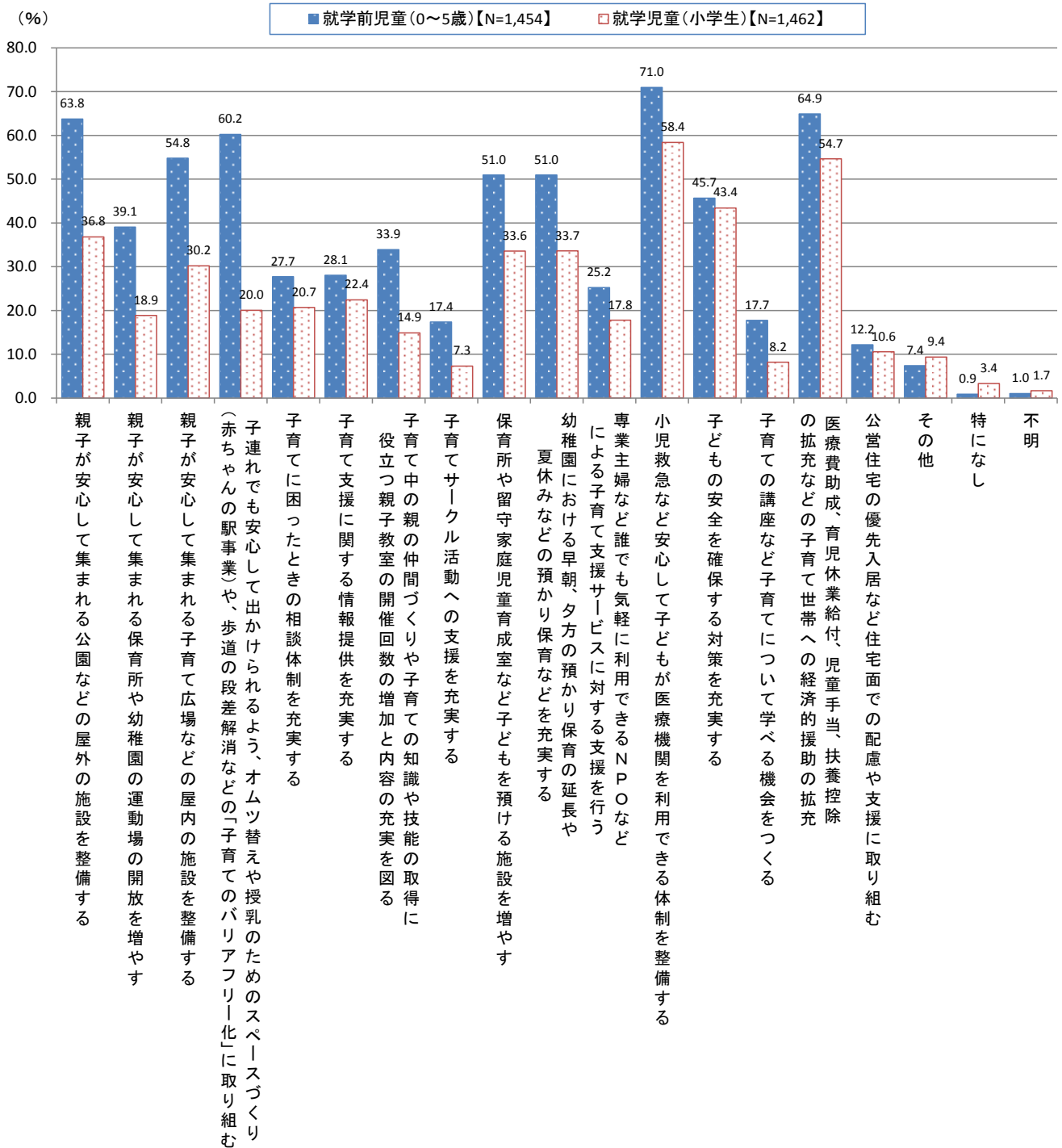


図 30 充実してほしい子育て支援サービス

(10) 自由意見

ア 就学前児童 (0~5歳)

810件 (55.7%) 【回答総数 1,454件】

意見の要点等	
<b>(ア) 保育について</b>	
	保育園の申込みはすでに終わりましたが、吹田市は待機児童が多いということで入所できるかとても不安です。
	仕事をしていないから保育園に入れない。保育園に入れないから仕事ができない。
	延長保育料の負担を減らしてほしい。父母ともに働いているので18時まで迎えに行くのはほぼ不可能。
	半日や1日などの長時間でなく、2、3時間低料金で気軽に託児が利用できたら育児がもっと楽になると思います。
	認可外保育園にも認可保育所と同等か準ずる補助をしてほしい。子どもを安心して預けられないと、安心して仕事もできない。
	子どもが病気になった際、預けられる施設を増やしてほしい。インフルエンザ、水ぼうそうでも休めない場合がある。
	地域によって保育所等の施設の数や充実性に差があると思う。朝の通勤電車で乳幼児を連れて乗車するのはとても怖いので、待機児童が多い地域の施設を増やしてほしい。
<b>(イ) 幼稚園・学校について</b>	
	幼稚園の預かり保育について、夏休み、冬休みに預かり保育がなく、パートで働くことが難しい。夏休みも日頃通っている幼稚園で子どもを見てもらえれば、安心して働くことができます。
	小学4年生以上6年生までの留守家庭児童育成室の開設を願います。近所の保育所などで、放課後お手伝いをさせてもらう感覚で、時間を過ごせたら、教育上にも役立つと思います。
	留守家庭児童育成室の利用時間を19時まで延長してくれればと思います。
<b>(ウ) 地域における子育て支援について</b>	
	家計のため働きに出たいとずっと思っています。でも、現実働けていません。春休み、夏休み、冬休みと長期の休みに入ると子ども達を家においておくことができません。職場に託児所がある所や、休暇中受け入れてくれる所を増やしてほしいです。
	子育てに関する講座がたくさんあると良いなと思います。行っている保育園のお部屋開放も週3回しかないのもっと開放してもらえたら良いなと思います。
	本の読み聞かせ、子育てサロン、保育所のフリールームなど、いろいろ利用させてもらっていますが、もう少し回数を増やすか時間を長めに設けていただきたいです。
	土曜、日曜などの休日にも家にいないことがあるので、休日にも赤ちゃん会や施設の開放をしてほしい。
	江坂町周辺に住んでいると、子どもの施設がある千里山、南千里や山田などにはなかなか出向きにくいので、もっと江坂周辺に施設を充実してほしい。
	核家族になり親が子どもにきつくあたり言葉で虐待していても、周囲には気づかれていないこと。子ども本人がSOS出せないこと。もっと地域の密着が必要で積極的に参加しない家庭には注意が必要である。
<b>(エ) 保健・医療について</b>	
	子どもの医療費助成の所得制限をなくして下さい。
	健診で専門家の対応に疑問を感じる。データ重視で親を不安にさせるだけで結局何も問題無く、不信感が募るだけ。
	近くに救急病院がない。
<b>(オ) 生活環境の整備について</b>	
	交通量が激しいのに、車道と歩道の境目がないことが多く、車にひかれそうになったりする。
	通行人が置いて行ったペットボトルやアルミ缶を興味本位で子どもがさわろうとするので、ゴミ箱の設置を増やしてほしい。
	子どもが安全に遊んだり、地域の方に見守られたりする環境があれば良いと思います。

(カ) 施設利用について	
	遊び場が少ない。公園は多いが整備されていない。ポール遊びができる広場がない。小学校の運動場を開放してほしい。
	児童センターを利用したいが、老朽化が目立ち、遊具や床も衛生的とは言い難い。
	公園の砂場が汚れていて、気持ちよく遊べない。
	公園のトイレの衛生面、赤ちゃん用のオムツ替えシートをもう少し改善して欲しいです。
(キ) 障がいについて	
	支援が必要な子どもであることの理解や協力をお願いしていくことが、当事者や家族の域から外への広がりが薄く感じます。
	どんな障がいの方でも構わないので集まれるサークルがあると嬉しいです。症状は違えども悩みを聞いてもらったりするだけで不安や心配も少しは解消される。あまり外に出ることができず悩んでいる親がたくさんいると思います。
(ク) その他	
	少子化と言っている割には子育て支援が充実していないと思う。また、幼保一体化もそれに反していると思う。
	少子化が進む中、保育園の増設は良策ではなく、幼稚園などの長時間預かり保育などを改良した方がよいと思う。
	自分（母親）が仕事をしているので、近所で子どもと同じ年くらいの子が、遊んでいると、少し不安になる。小学校にあがると友だちがいない。子どもはすぐに仲良くなれると思うが、親が仲良くなるのは難しい。
	幼児期の子どもの成長、発達にとって正しい知識や経験に支えられた保育者や保健師、看護師からのサポートはとても大切と感じている。保育は決して「サービス」ではなく、人を育てる重要な役割になっている。子育て、教育にもっとお金をかけて未来を作ることに投資して欲しい。
	子育てがしんどくなる時があります。多くの保護者がそうだと思います。少しでも良いので自分の時間を定期的を持つことができれば、息詰まることもなく、また、子どもをかわいいと思えると思います。

## イ 就学児童（小学生）

607 件(41.5%)【回答総数 1,462 件】

意見の要点等	
(ア) 小学校について	
	市として学力向上の取組みに力を入れて欲しい。
	毎日学校を開放してもらえたらとても助かる
	学校の先生に対する悩みを受け付け、対処してくれる気軽な相談窓口が必要。クラスに担任だけでは不足だと思う。問題のあるクラスには、もっと教師や援助がすみやかに提供できるようにするべきである。
	学力が低いことを改善してほしい。教師もあまりよい評判を聞かない。
(イ) 地域における子育て支援について	
	学童があるのは小学3年生までですが、小学4～6年生の学童も作ってほしい。
	緊急時に子どもを預ける場所が遠く、また、条件が厳しい。
	国際交流で小中学生を対象としたホームステイをぜひ実施してほしいです。
	病児保育施設を充実してほしい。
	何事においても所得制限で支援を受けられないのが残念です。
	子育て世帯への経済的援助の拡充を積極的に実現して欲しいです。
	幼保一体化や民営化などで保育の格差が出ないことを願います。
(ウ) 保健・医療について	
	医療費助成の所得制限なしを強く望みます。子どもは等しく無収入なのだから親の収入で差別するべきではありません。

<b>(エ) 生活環境の整備について</b>	
	下校時や放課後、見守りパトロールなどで児童の安全・安心が得られるようにしてほしい。
	不審者情報のメールがあまりにも多く不安です。パトロール等をもっと強化してほしいです。
	道路の整備ができていないように感じます。歩道が狭くでこぼこしていたり、電柱がとび出していたり、子ども達が安全な道とは言えません。
<b>(オ) 施設利用について</b>	
	子どもがのびのびと遊べる広さの公園がほしい。雨の日でも遊べる施設があると良いと思う。
	住まいの周辺の公園は、小さくてかつ人気が少ないので、小学生が思いきり遊ぶには物足りないようです。
<b>(カ) その他</b>	
	子育てに関する情報が入手しにくく、自治体などの支援や制度がどの様になっているのかよく分らない。
	仕事をしながら子育てをしてきましたが、「求職中」の時は保育園への入所がかなわず、延長保育のある幼稚園へ入園しました。働ける環境が整えば、もっと働きたいと思っている母親は多いと思います。
	子ども2人が小さい時は「いつも、誰か助けて!」と思いながら育てていました。どちらの両親も遠隔地に住み、1人が病気になった時などは手が足りませんでした。私の様に育児に良い思い出が無い方のほうが多いと思います。少しでもその様な方が減少することを願います。
	児童センターなど赤ちゃん連れで集まれる場所があったので、子育てについて意見を聞いたり友達作りの場所があったりしてずいぶん活用させてもらいました。おかげで家にこもったりストレスを抱えて悩んだりすることも少なく、楽しく子育てする事ができました。

なお、アンケート調査結果の概要については、94 ページを参照してください。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

#### 子どもの笑顔があふれ子育てしたくなるまち吹田

子どもは、吹田のまち全体の希望です。子どもの笑顔があふれるとき、すべての人が喜びと安らぎを実感できます。子どもたちが日々安心して生活し、自信をもって活動し、心豊かに育つとき、家庭に幸福をもたらし、まちに活気を与えます。

すべての子どもは自分自身を成長させる「育つ力」をっています。しかし、その「育つ力」が子どもの豊かな発達（育ち）に結びつくためには、子どもをいとおしく育むやさしさをもった身近な大人、すなわち、親（保護者）や家族、地域の人や保育者等の専門職の大人と、切磋琢磨して一緒に育つ子どもの仲間が必要です。

一方、親（保護者）は、子育てに不安や苛立ちを感じながらも、子どもの「育つ力」と出会うとき、ゆっくり親として成長し、「育てる力」が生まれ、子どもへの愛情や育てる喜びが醸成されていきます。

さらに、「育つ力」と「育てる力」は、家族や地域の人々に支えられ、より豊かにしなやかに、大きく育っていきます。

吹田のまちで展開されてきた地域での子育て支援は、これまで支援を受けていた市民が、時を移す中で、支援をする側にまわることにより新しい力を生み出してきました。このような新しい力が次の力へとつながり、まち全体の大きな輪となって循環し、次世代へと手渡されていくことが大切です。

すべての子どもの育ちを尊重し、「子どもを産み育てること」が喜びや生きがいとなるよう、家庭、地域、事業者、関係諸機関諸団体、行政が協働して、子育て環境を整え、みんなが明るく笑顔で暮らせるまち吹田をめざします。

### 2. 基本的な視点

#### (1) 子どもの権利の尊重

未来を生きる子どもたちが、日々の生活を笑顔で楽しみ、豊かな心を育むことは、それぞれの家庭のみならず市民全体の願いであり喜びです。

子どもは育ちの主人公であり、権利行使の主体です。「児童の権利に関する条約」（1989年国連で採択）が成立してから25年が経過するとともに、日本が「児童の権利に関する条約」を批准（平成6年（1994年）に発効）してから20年が経ちました。

「児童の権利に関する条約」では、子どもを保護の対象としてだけでなく、権利の主体として尊重するとともに、『子どもの最善の利益』の保障を求めています。日本においてはこの間に児童虐待が増え続けています。また、少子化が進行する一方で、保育需要は増え続け、待機児童は今なお解消できていません。

本市においても同様の状況にあり、この現実を踏まえ、改めて、子どもの権利に関し理解・認識を深めるよう、「児童の権利に関する条約」の周知を図るとともに、子どもたちが自己を確立し、自ら

考え判断する力や豊かな感性・人間性を育むことができるよう、発達段階に応じた良好な生育環境を整備します。

すべての子どもが、家庭の状況、障がいの有無、発達状況や社会への適応能力の違いなどにより、差別されることなく、生命と人権が尊重され、健やかに成長することが保障されなければなりません。子どもの権利が尊重される社会は、すべての人の人権が尊重される社会です。

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重され、子どもたちが将来に夢をもち、健やかに成長できるまちづくりを進めます。

## (2) すべての子育て家庭への支援

国においては、平成9年(1997年)に児童福祉法を改正し、保育所の役割として、「保護者の就労等で保育に欠ける家庭の仕事と子育ての両立支援」に加え、「地域の住民に対して情報の提供を行い、乳児・幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努めなければならない」と定め、すべての子育て家庭を対象とした保育サービスの普遍化を図ることとしました。また、平成16年(2004年)の児童福祉法改正において、相談体制の強化等子育て支援に関する市町村の役割が一層重視されることになりました。さらに、平成24年(2012年)の子ども・子育て支援法において、市町村が主体となって子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることが求められています。

本市においては、国の制度に先立って、保育所は、地域の子育て支援センターの役割を果たし、さらに、子育て支援の機能を地域の児童会館・児童センターや子育て広場等にも広げてきました。

今後とも子育てをするすべての家庭が、孤独感や不安感・負担感がなく、心身共にゆとりをもって幸せに子育てができるような生活環境を一層整備していきます。

## (3) 社会全体で支援する子育て・子育て

子どもは、親や家庭・学校・地域との関わりの中で育ちます。また、親と一緒に子育ての喜びや楽しみを共有できる仲間や援助者が身近にいることで安心して子育てができるようになります。そのためにも「子育て・子育て」を応援する人材の確保が、重要な課題の一つです。

人は、人と出会い、つながり、自他共に認められ、自信をつけることで、本来もっている力を発揮して、自ら、ふりかかってくる問題や課題を解決するようになります。

地域での人と人との出会いを大切にして、「子育て・子育て」を応援する人材を育成し、市民、事業者、関係諸機関諸団体、行政との協働で、社会全体で「子育て・子育て」を支援する基盤づくりを進めます。

# 3. 基本目標

## (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

20世紀末のICT技術革新により21世紀初頭からグローバル化が一層進行し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みが推進される中で、子育てを取り巻く環境は、核家族化や地域社会のつながりの希薄化、女性の社会進出など様々な変化が起きています。それに伴い保育需要が急増し、保育施設の整備が緊急課題となっています。OECD(経済協力開発機構)は、21世紀の新しい時代の人材育成の視点から、生涯にわたる人格形成の基盤としての就学前の子どもたちの育ちに着目し、幼児教育・保育

の調査をし、質改善に向けての提言を刊行しています（OECD[Starting Strong] 2001, 2006, 2012）。

国も「すべての女性が輝く社会」を提唱するとともに、子育て環境の整備拡充をめざして平成 24 年（2012 年）に「子ども・子育て支援法」・「認定こども園法」等を制定して、時代の要請に応じた保育ニーズに対応しようとしています。

本市においても、幼稚園と保育所の良さをあわせもつ質の良い「認定こども園」の普及を進めます。

## （２）地域の子育て支援の一層の充実

少子化の進行と地域社会のつながりの希薄化により、在宅での子育ては、親も子も近所に仲間を見つけるのが一層難しくなり、地域の子育て環境は厳しくなっています。子どもの誕生は親をはじめすべての人に感動を与えます。しかし、「子どもの育て方」は産みの親に本能的にそなわっているものではありません。それは生活文化のひとつとして伝承されていくものです。親といえども、授乳の仕方・離乳食の作り方、遊ばせ方、保健衛生等、誰かから伝授されないとうまくこなすことができません。核家族が一般化し近くに子育て仲間が居ない環境では、親子が孤立して「育児ストレス」が容易に発生します。ちょっとした子どもの行動が虐待の引き金につながることもあります。

本市では、地域の状況に応じた子育て支援施策を充実して、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を解消するとともに、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるようにします。

## （３）保育の量的拡大・確保

このまま少子化が一層進行していけば、将来社会に大きな影響を与えることが懸念されます。人口減少社会は、高齢者の年金をはじめとする社会保障制度の問題、経済発展を支える人材不足（労働力）問題等、課題が山積しています。日本では「子育て支援」は「少子化対策」として語られ、在宅の子育てを含めて「子どもを産み育てやすい環境づくり」をめざしてきました。

従来の日本の諸制度は、女性（母親）が家庭で「家事・育児・介護」を担うことを前提に成立していました。特に、子どものいる女性（母親）は、これまでは、仕事を辞めて家庭を守ることを期待されてきました。しかし、少子高齢化が進む中、日本においても「女性労働力の活用」が語られるようになりました。一方で、長期の経済不況で家計が苦しくなり、在宅で子育てをしていた母親も仕事をするようになりました。また、今世紀に入って、世界的に男女平等の考え方が浸透すると同時に、ICT 技術革新で女性が働きやすい職場が拡大したことで、男女とも個々の能力を発揮できる社会になり、子どもが生まれても働き続ける女性が増えています。そのため、保育需要が急増し、保育所不足が続いています。潜在的待機児童は膨大な数だと言われています。本市においても、待機児童解消のため、質の良い保育を提供する施設を整備して、保育の受け入れ人数を増やします。

## 第4章 計画の目標値等

### 1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域を定め、当該区域ごとに教育・保育<sup>※1</sup>及び地域子ども・子育て支援事業<sup>※2</sup>の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

※1 教育・保育

ア 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）

イ 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

※2 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業など

【子ども・子育て支援法第61条第2項（抜粋）】

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針から関係部分を整理】

- ・ 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・ 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域とする。
- ・ 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。
- ・ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて認定区分または地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することも可能。

子ども・子育て支援法や基本指針の規定、市の施設整備の状況や利用実態を踏まえ、区域設定に当たっては、次の視点により検討しました。

- (1) 利用者及び事業者にとってわかりやすい区域設定を行うこと。
- (2) 現在の教育・保育需要の増大に対して、できる限り柔軟に施設を整備できること。
- (3) 利用者が利用しやすい範囲で施設の整備が可能であること。
- (4) 今後の待機児童数等の推移が不確定な中で、需要推計を比較的立てやすいこと。
- (5) 計画策定後の事業内容について、各施設・事業を通じて進捗管理を行いやすいこと。



本市では、教育・保育提供区域を以下のとおり設定し、各認定区分・年齢毎に「量の見込み」及びそれに対する「提供体制の確保方策」を策定しました。

なお、国の「待機児童解消加速化プラン」において、平成 29 年度（2017 年度）を目標年次として設定し、待機児童の解消を図ることとされており、本市においても計画の中間年次にあたる平成 29 年度（2017 年度）を目標年次として設定します。

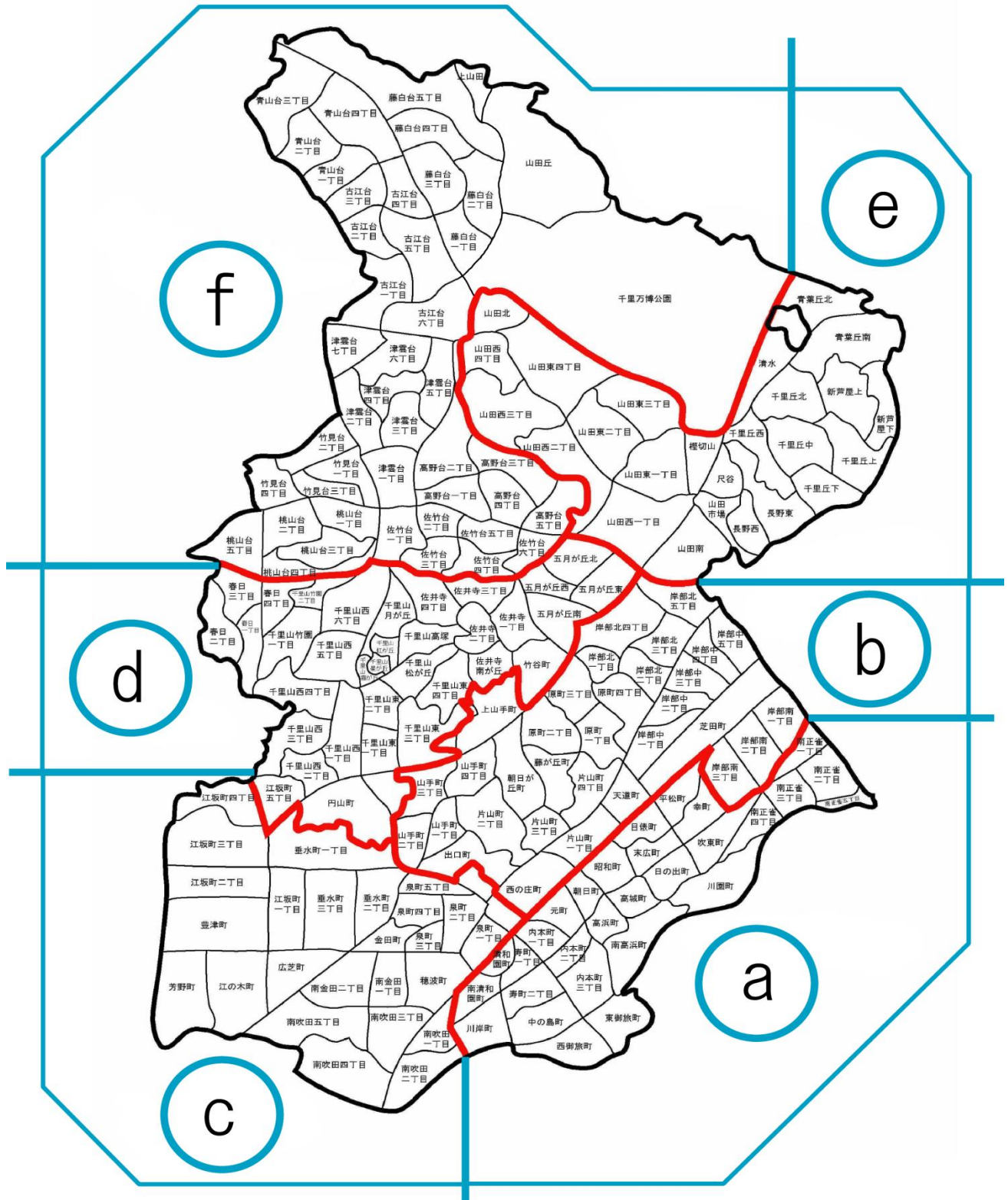
教育・保育		設定 区域数
教育（1号認定）		2
保育（2号・3号認定）		3

地域子ども・子育て支援事業		設定 区域数
国事業名称	吹田市事業名称	
利用者支援事業	利用者支援事業	3
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業 子育て広場助成事業 子育て支援活動事業 のびのび子育てプラザ事業	6
妊婦健康診査	妊婦・乳児一般・乳児後期健診事業	1
乳児家庭全戸訪問事業	子ども見守り家庭訪問事業	1
養育支援訪問事業等	育児支援家庭訪問事業	1
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	1
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業	1
一時預かり事業	一時預かり事業 一時預かり助成事業 公立幼稚園預かり保育モデル事業	6
延長保育事業	時間延長保育事業	3
病児保育事業	病児・病後児保育事業（委託）	3
放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	留守家庭児童育成室事業	36

区域数	ブロック名	地域
1 区域	—	吹田市全域
2 区域	北部	千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域
	南部	J R以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域
3 区域	A	J R以南地域、片山・岸部地域
	B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域
	C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域
6 区域	a	J R以南地域
	b	片山・岸部地域
	c	豊津・江坂・南吹田地域
	d	千里山・佐井寺地域
	e	山田・千里丘地域
	f	ニュータウン地域
36 区域	—	小学校区

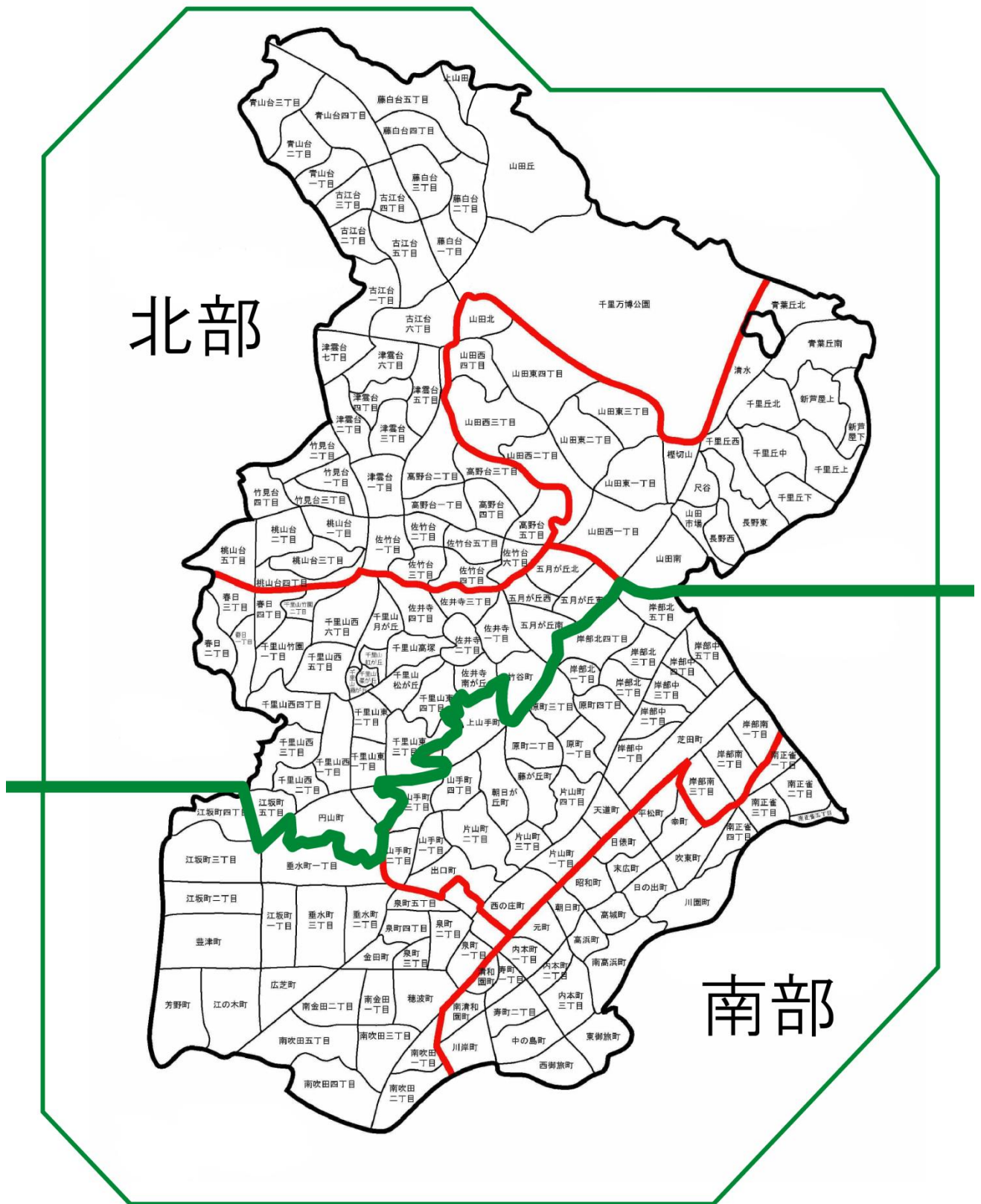
教育・保育提供区域図（6区域）

6区域	a	J R以南地域
	b	片山・岸部地域
	c	豊津・江坂・南吹田地域
	d	千里山・佐井寺地域
	e	山田・千里丘地域
	f	ニュータウン地域



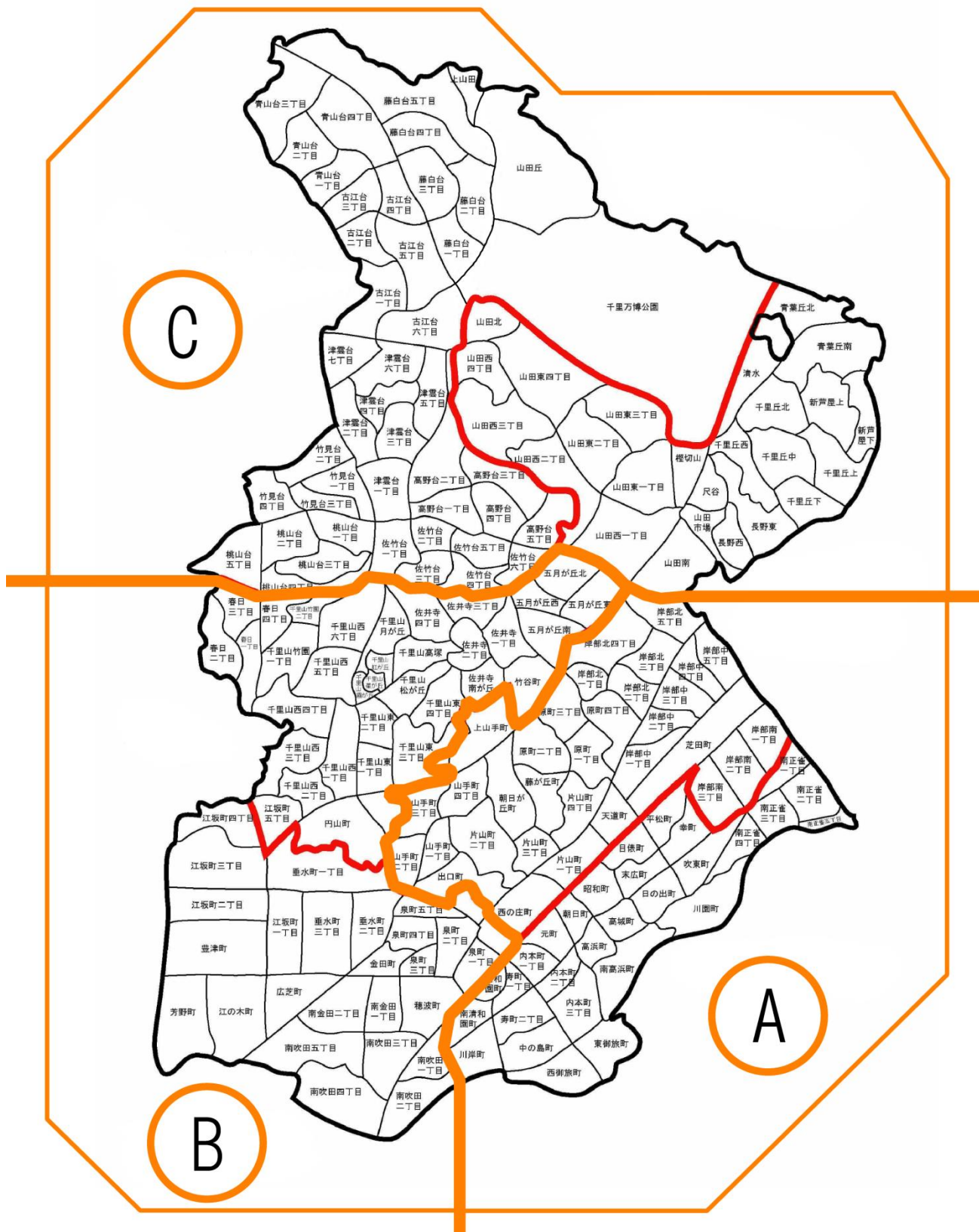
教育（1号認定）（2区域）

2区域	北部	千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域
	南部	JR以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域



保育（2号・3号認定）（3区域）

3区域	A	J R以南地域、片山・岸部地域
	B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域
	C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域



## 2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出

<算出にあたり必要としたデータ>

- ① 平成 27 年度～平成 31 年度までの 0 歳～11 歳までの推計人口
- ② アンケート集計結果内の保護者の就労状況と就労意向に関する質問
- ③ アンケート集計結果内の教育・保育の事業の利用状況及び利用希望に関する質問

### (1) 平成 27 年度～平成 31 年度までの 0 歳～11 歳の推計人口

推計人口については、平成 20 年度から平成 24 年度までの人口をもとに、コーホート変化率法を用いて算出しました。

コーホート変化率法とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎直近の過去と近い将来に急激な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

### (2) アンケート集計結果内の保護者の就労状況と就労意向に関する質問

(家族類型の算出)

保護者の就労状況を以下の 8 タイプに分け、教育・保育等の事業分類のための割合を算出します。

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム ※就労時間 月 120 時間以上+64～120 時間 ※0～2 歳で教育・保育の事業を希望している者 ※3～5 歳で、タイプ C' 以外の者
C'	フルタイム×パートタイム ※就労時間 月 64 時間未満+64～120 時間 ※0～2 歳で、タイプ C 以外の者 ※3～5 歳で、平日の教育・保育の事業利用者のうち、保育所と認定こども園の利用を希望しない者
D	専業主婦（夫）
E	パートタイム×パートタイム ※就労時間 双方が 120 時間以上+64～120 時間 ※0～2 歳で教育・保育の事業を希望している者 ※3～5 歳のうち、タイプ E' 以外の者
E'	パートタイム×パートタイム ※就労時間 いずれかが月 64 時間未満+64～120 時間 ※0～2 歳で、タイプ E 以外の者 ※3～5 歳で、平日の教育・保育の事業利用者のうち、保育所と認定こども園の利用を希望しない者
F	就労なし×就労なし

ア 分類表

父親 \ 母親		フルタイム	パート・アルバイト			就労なし
			120h 以上	64～120h 未満	64h 未満	
フルタイム		タイプ B	タイプ C		タイプ C'	タイプ D
パート・アルバイト	120h 以上	タイプ C	タイプ E		タイプ E'	
	64～120h 未満					
	64h 未満	タイプ C'				
就労なし		タイプ D				タイプ F

イ タイプ別による教育・保育の事業の分類

家庭類型	家族類型に関連する事業の分類
・タイプ C'	1.教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦家庭、就労時間短家庭>
・タイプ D	
・タイプ E'	
・タイプ F	
・タイプ A	2.保育認定② (認定こども園および保育所) 3.保育認定③ (認定こども園及び保育所＋小規模保育)
・タイプ B	
・タイプ C	
・タイプ E	
※ただし現在幼稚園利用	2.保育認定①(幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)

(3) アンケート集計結果内の教育・保育の事業の利用状況及び利用希望に関する質問  
(利用意向率)

アンケートの質問をもとにそれぞれの教育・保育等の事業において、全体のどのくらい希望をしているのかの割合を算出します。

各事業の割合は、国の「手引き」に記載しています。

(4) 「量の見込み」の算出

<計算方法>

$$\underbrace{\text{推計人口} \times \text{家族類型の割合}}_{\text{将来の教育・保育の対象人数}} \times \underbrace{\text{利用意向率}}_{\text{利用を希望する人の割合}} = \text{量の見込み}$$

量の見込みを算出した事業は、以下のとおりです。

ア 教育・保育

- (ア) 0歳家庭の「3号認定」(認定こども園及び保育所＋小規模保育)
- (イ) 1歳・2歳家庭の「3号認定」(認定こども園及び保育所＋小規模保育)
- (ウ) 3歳以降の「1号認定」(認定こども園及び幼稚園)
- (エ) 3歳以降の「2号認定」(幼稚園希望)
- (オ) 3歳以降の「2号認定」(認定こども園及び保育所)

イ 地域子ども・子育て支援事業

- (ア) 地域子育て支援拠点事業      (イ) 子育て短期支援事業
- (ウ) ファミリー・サポート・センター事業
- (エ) 一時預かり事業(1号認定による利用、2号認定による利用、その他)
- (オ) 延長保育事業      (カ) 病児保育事業
- (キ) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

上記以外の事業は、児童数の推計、実績等により「量の見込み」を算出しました。

なお、アンケート調査結果の概要については、94ページを参照してください。

**(5) 0歳児に係る「量の見込み」の補正**

0歳児の保育の「量の見込み」は意向を含んでの集計結果であるため、吹田市内の有業者のうち育児休業取得割合を算出し、保育所の産後の受入れ月齢により市内保育所の平均的な受け入れ可能月齢で補正を行いました。



### 3. 教育・保育の現状と確保方策

#### (1) 認定区分ごとの区域設定について

##### ア 1号認定子ども

基本情報	(ア) 満3歳以上、教育標準時間設定 (イ) 幼稚園等での教育を希望される場合 (ウ) 利用先は、幼稚園、認定こども園※
提供区域	2区域
理由	保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域を定める必要がありますが、私立幼稚園においてはスクールバスの運行による広域的な受け入れが一般的です。このため南北2区域に設定します。

※ 「認定こども園」とは、幼稚園と保育所の良いところを活かし、教育・保育を一体的に行う施設です。「認定こども園」への移行を希望する幼稚園・保育所がある場合には柔軟な認可手続きの仕組みが予定されています。

##### イ 2号認定子ども

基本情報	(ア) 満3歳以上、保育認定 (イ) 「保育の必要性に係る事由※」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (ウ) 利用先は、保育所、認定こども園
提供区域	3区域
理由	広域的な受け入れが一般的ではなく、保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。待機児童が集中する地域に対しては、効果的な資源投資が必要ですが、保育の量を確保するためにある程度広域の設定が必要であるため、3区域に設定します。

※ 「保育の必要性に係る事由」（子ども・子育て支援法施行規則）

- ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合（本市では、発達支援が該当）

ウ 3号認定子ども

基本情報	(ア) 満3歳未満、保育認定 (イ) 「保育の必要性に係る事由※」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (ウ) 利用先は、保育所、認定こども園、地域型保育事業※
提供区域	3区域
理由	広域的な受け入れが一般的ではなく、保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。待機児童が集中する地区に対しては、効果的な資源投資が必要ですが、保育の量を確保するためある程度広域の設定が必要であるため、3区域に設定します。

※ 「地域型保育事業」とは、新制度で新たに市町村の認可事業となった、待機児童の多い0~2歳児を対象とする事業です。吹田市では、「小規模保育事業」と「事業所内保育事業」を行います。

(2) 教育・保育の現状について

ア 教育における区域別施設状況

区域		幼稚園		合計
		公立	私立	
北部	千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域	9か所	11か所	20か所
南部	JR以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域	7か所	6か所	13か所
合計		16か所	17か所	33か所

※ 私立幼稚園1か所は現在休園中、平成27年度再開予定。

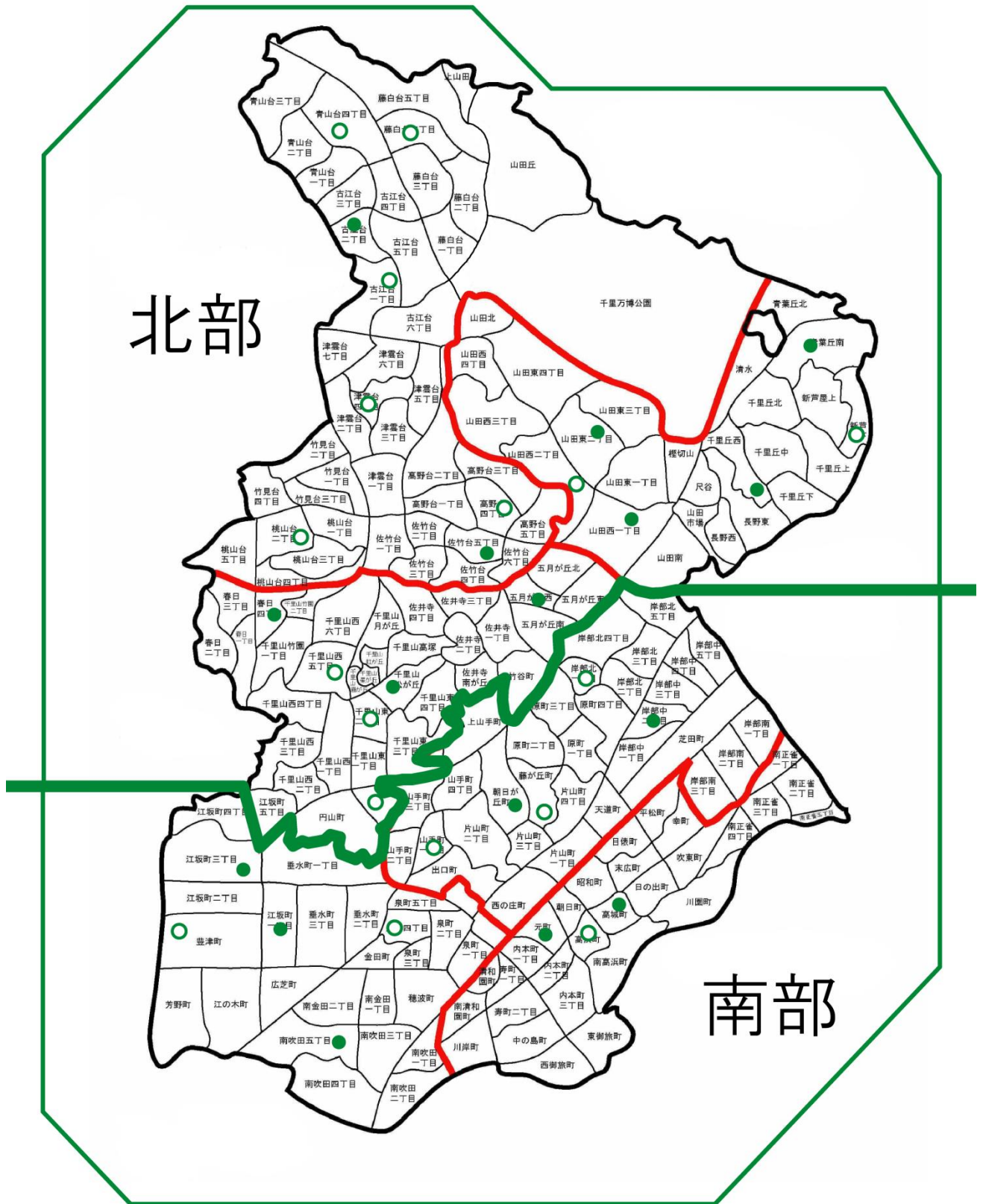
イ 保育における区域別施設状況

区域		保育所		※小規模保育 施設予定園	合計
		公立	私立		
A	JR以南地域、片山・岸部地域	7か所	8か所	1か所	16か所
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	5か所	7か所	6か所	18か所
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	6か所	13か所	7か所	26か所
合計		18か所	28か所	14か所	60か所

※ 吹田市保育緊急確保事業補助対象施設のうち、定員6~19人の施設であり、平成27年4月から小規模保育施設として認可予定。

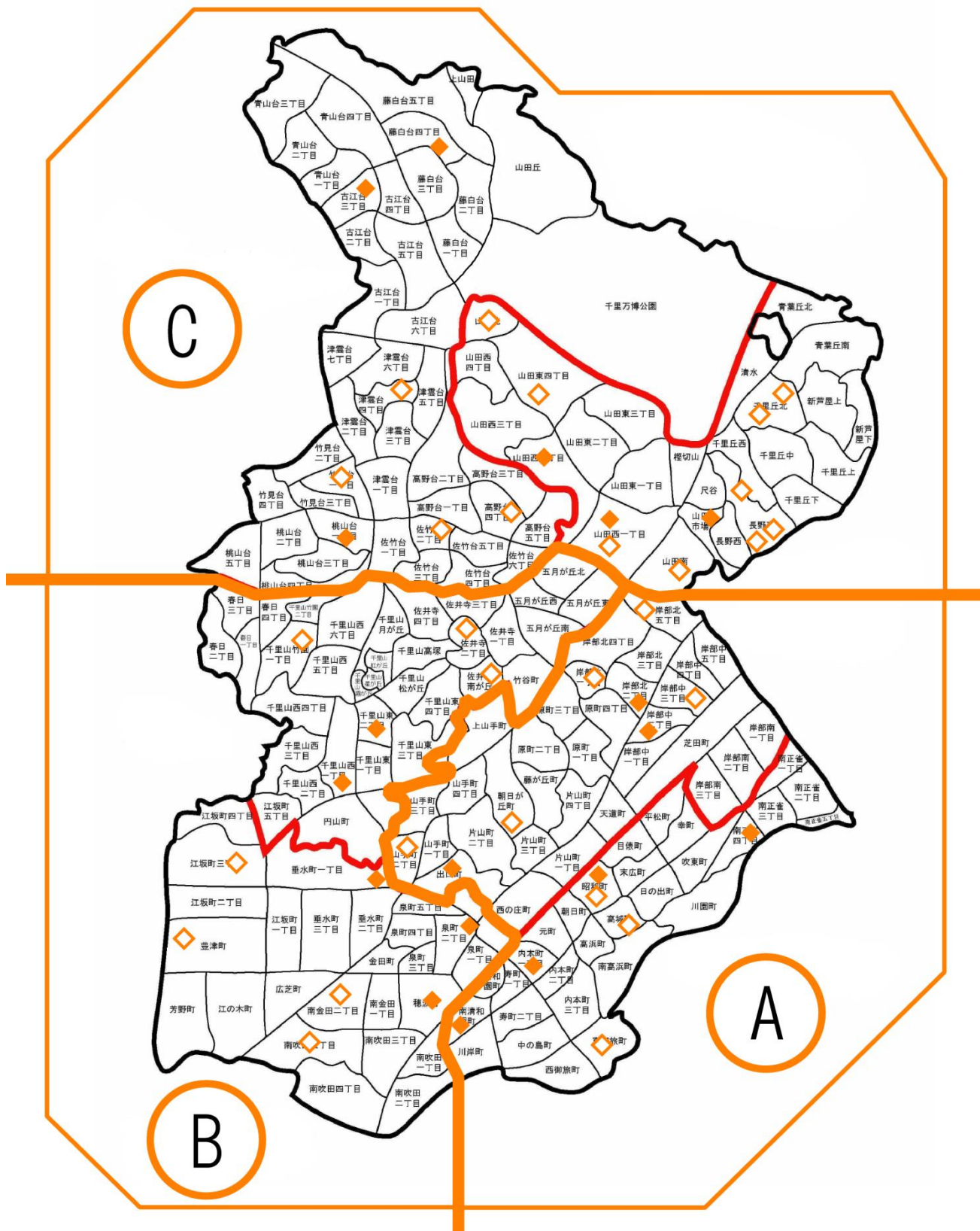
# 教育における区域別施設状況

- : 公立幼稚園
- : 私立幼稚園



# 保育における区域別施設状況

◆ : 公立保育所      ◇ : 私立保育所



(3) 認定区分別・区域別の「量の見込み」

ア 1号認定（教育）

（単位：人）

1号認定	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
北部	3,686	3,747	3,767	3,724	3,609
南部	2,297	2,311	2,341	2,300	2,233

イ 2号認定（幼稚園利用希望）

（単位：人）

2号認定	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
JR以南地域、 片山・岸部地域	216	220	230	232	225
豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	335	322	312	295	285
山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	446	463	475	480	465

ウ 2号認定（保育所・認定こども園）

（単位：人）

2号認定	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
JR以南地域、 片山・岸部地域	664	683	710	712	689
豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	1,021	982	945	898	871
山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	1,399	1,494	1,542	1,544	1,502

エ 3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

（単位：人）

3号認定	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
JR以南地域、 片山・岸部地域	716	696	681	668	657
豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	977	946	927	910	894
山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	1,347	1,346	1,332	1,308	1,288

**(4) 平成27年度当初の認定区分別・区域別の「量の見込み」と提供量及び不足数**

ア 1号認定（教育）

（単位：人）

1号認定		北部	南部
①量の見込み			
	3歳児	1,216	790
	4歳児	1,256	752
	5歳児	1,214	755
②提供量			
既存・広域	3歳児	1,264	724
	4歳児	1,806	1,007
	5歳児	2,172	1,279
不足数 ①-②			
	3歳児	△48	66
	4歳児	△550	△255
	5歳児	△958	△524

イ 2号認定（幼稚園利用希望）

（単位：人）

2号認定	JR以南地域、 片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地 域、千里山・佐井寺地 域	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	
①量の見込み				
	3歳児	66	99	133
	4歳児	62	100	136
	5歳児	88	136	177
②提供量				
既存・広域	3歳児		11	31
	4歳児		18	34
	5歳児		18	34
不足数 ①-②				
	3歳児	66	88	102
	4歳児	62	82	102
	5歳児	88	118	143

ウ 2号認定（保育所・認定こども園）

（単位：人）

2号認定		J R以南地域、 片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地 域、千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域
①量の見込み				
	3歳児	235	348	478
	4歳児	209	335	467
	5歳児	220	338	454
②提供量				
既存・ 広域	3歳児	345	256	406
	4歳児	375	276	457
	5歳児	392	282	459
不足数 ①-②				
	3歳児	△110	92	72
	4歳児	△166	59	10
	5歳児	△172	56	△5

エ 3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

（単位：人）

3号認定		J R以南地域、 片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地 域、千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域
①量の見込み				
	0歳児	145	208	264
	1歳児	298	405	553
	2歳児	273	364	530
②提供量				
既存・ 広域	0歳児	141	156	217
	1歳児	233	265	359
	2歳児	296	290	430
不足数 ①-②				
	0歳児	4	52	47
	1歳児	65	140	194
	2歳児	△23	74	100

(5) 教育・保育の新たな確保方策の必要性について

ア 教育における現状・課題と新たな確保方策

(ア) 1号認定（教育）

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
北部	千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域	3歳児	<p>全ての年齢において、教育の提供量は充足している状況にあります。</p> <p>また、4歳児については過剰、5歳児については、極めて過剰な状況にあり、公立幼稚園のあり方について、今後検討すべき状況にあります。</p>	充足しており確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		
南部	JR以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域	3歳児	<p>3歳児の教育の提供量は充足しています。4歳児についてはやや過剰、5歳児は極めて過剰な状況にあります。</p> <p>年齢により提供量の充足率が不均衡な状況にあり、既存施設の活用による対策の検討が必要と判断します。</p> <p>また、公立幼稚園のあり方について、今後検討すべき状況にあります。</p>	充足しており確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		

イ 保育における現状・課題と新たな確保方策

(ア) 2号認定（幼稚園利用希望）

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A	JR以南地域、片山・岸部地域	3歳児	<p>全ての区域及び年齢において、提供量は不足している状態にあります。</p> <p>1号認定における教育の提供量は、充足している状況にあり、実際上の過不足は生じないものと判断します。</p>	<p>①私立幼稚園の認定こども園への移行促進</p> <p>②私立幼稚園における一時預かり事業の拡充</p> <p>③公立幼稚園における一時預かり事業の拡充</p> <p>④公立幼稚園の認定こども園への移行</p>
		4歳児		
		5歳児		
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	3歳児		
		4歳児		
		5歳児		
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	3歳児		
		4歳児		
		5歳児		



## (イ) 2号認定（保育所・認定こども園）

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A	JR以南地域、片山・岸部地域	3歳児	全ての年齢において、保育の提供量は充足している状況にあります。	充足しており、確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	3歳児	全ての年齢において、保育の提供量がやや不足している状況にあります。また、3区域において最も施設数が少ない区域となっており、保育所等整備を含めた複合的な対策が必要と判断します。	①私立保育所等の整備（2か所） ②私立幼稚園の認定こども園への移行促進 ③公立幼稚園の認定こども園への移行
		4歳児		
		5歳児		
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	3歳児	全ての年齢において、保育の提供量がやや不足している状況にあります。大規模なマンション開発等の影響により、3区域において最も不足数が大きくなっています。保育所等整備を含めた複合的な対策が必要だと判断します。	①私立保育所等の整備（3か所） ②私立幼稚園の認定こども園への移行促進 ③公立幼稚園の認定こども園への移行
		4歳児		
		5歳児		

## (ウ) 3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A	JR以南地域、片山・岸部地域	0歳児	1歳児のみ保育の提供量が不足している状況にあります。	①私立幼稚園の認定こども園への移行促進 ②既存施設の認可定員の変更 ③さらに不足する場合は、緊急的に小規模保育事業A型または事業所内保育事業により、保育提供量を確保
		1歳児	既存施設の活用により、提供量不足の解消を図ることが必要と判断します。	
		2歳児		
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	0歳児	1歳児の保育の提供量が不足しており、その他の年齢においても、保育の提供量がやや不足している状況にあります。	①私立保育所等の整備（2か所） ②私立幼稚園の認定こども園への移行促進 ③既存施設の認可定員の変更 ④さらに不足する場合は、緊急的に小規模保育事業A型または事業所内保育事業により、保育提供量を確保
		1歳児		
		2歳児	保育所等整備を含めた複合的な対策が必要と判断します。	
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	0歳児	1歳児の保育の提供量が最も不足しており、その他の年齢においても、保育の提供量がやや不足している状況にあります。大規模なマンション開発等の影響により、3区域において最も不足数が大きくなっています。保育所等整備を含めた複合的な対策が必要と判断します。	①私立保育所等の整備（3か所） ②私立幼稚園の認定こども園への移行促進 ③既存施設の認可定員の変更 ④さらに不足する場合は、緊急的に小規模保育事業A型または事業所内保育事業により、保育提供量を確保
		1歳児		
		2歳児		

(6) 確保方策による教育・保育の提供（確保）量

- ア 「量の見込み」については、平成 29 年度の「量の見込み」です。
- イ 地域型保育事業は、小規模保育事業 A 型及び事業所内保育事業（B 型を除く）により充足を図ります。
- ウ 既存施設は、平成 26 年度以前から教育・保育を提供している幼稚園・保育所・保育緊急確保事業対象施設です。
- エ 認定こども園移行施設の定員数については、アンケート調査の回答を基に計上しています。また、創設する私立保育所等の定員は 1 か所 120 人、小規模保育施設の定員は 1 か所 19 人で計上しており、か所数は想定です。

◆ **A** JR以南地域、片山・岸部地域

(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)
			幼稚園 利用希望	保育所等		
JR以南地域、 片山・岸部地域	量の見込み	1,396	230	710	681	
	既存施設	1,575		1,112	670	
	広域利用	215				
	平成 27 年度	24		△24	38	○既存保育所 3 か所が認定こども園に移行 (1号認定⇒24人、2号認定⇒△24人) ○小規模保育施設等 2 か所整備 (3号認定⇒38人)
	平成 28 年度	△320	208		97	○既存幼稚園 3 か所が認定こども園に移行 (1号認定⇒△320人、2号認定⇒208人、3号認定⇒40人) ○小規模保育施設等 3 か所整備 (3号認定⇒57人)
	平成 29 年度	△90	90			○既存幼稚園 2 か所が認定こども園に移行 (1号認定⇒△90人、2号認定⇒90人)
	平成 30 年度					
	平成 31 年度					
	計	△386	298	△24	135	○既存保育所 3 か所が認定こども園に移行 (1号認定⇒24人、2号認定△24人) ○既存幼稚園 5 か所が認定こども園に移行 (1号認定⇒△410人、2号認定⇒298人、3号認定⇒40人) ○小規模保育施設等 5 か所整備 (3号認定 95人)
	不足数	△8	△68	△378	△124	

《確保方策》

平成 29 年度までに、既存保育所 3 か所と既存幼稚園 5 か所を認定こども園に移行し、小規模保育施設等を 5 か所整備することにより、教育・保育の提供（確保）量を確保します。

◆ B 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域

(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)	
			幼稚園 利用希望	保育所等			
豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	量の見込み	1,857	312	945	927		
	提 供 量	既存施設	2,138	47	814	711	
		広域利用	239				
		平成27年度				95	○小規模保育施設等5か所整備(3号認定⇒95人)
		平成28年度	△529	276		121	○既存幼稚園5か所が認定こども園に移行(1号認定⇒△529人、2号認定⇒276人、3号定員⇒45人) ○小規模保育施設等4か所整備(3号認定⇒76人)
		平成29年度	△90	90	189	104	○私立保育所等2か所整備(2号認定⇒144人、3号認定⇒96人) ○認可外保育施設1か所が認可保育所に移行(2号認定⇒45人、3号認定⇒8人) ○既存幼稚園2か所が認定こども園に移行(1号認定⇒△90人、2号認定⇒90人)
		平成30年度			28	△8	○認可外保育施設1か所が認可保育所に移行(2号認定⇒28人、3号認定⇒△8人)
		平成31年度					
		計	△619	366	217	312	○既存幼稚園7か所が認定こども園に移行(1号認定△619人、2号認定366人、3号認定⇒45人) ○私立保育所等2か所整備(2号認定⇒144人、3号認定⇒96人)
	不足数	99	△101	△86	△96	○小規模保育施設等9か所整備(3号認定171人) ○認可外保育施設2か所が認可保育所に移行(2号認定⇒73人)	

《確保方策》

平成29年度までに、既存幼稚園7か所を認定こども園に移行、私立保育所等を2か所整備、小規模保育施設等を9か所整備、認可外保育施設2か所を認可保育所に移行することによって、教育・保育の提供(確保)量を確保します。

◆ **C** 山田・千里丘地域、ニュータウン地域

(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)	
			幼稚園 利用希望	保育所等			
山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	量の見込み	2,855	475	1,542	1,332		
	提供量	既存施設	5,066	99	1,230	1,009	
		広域利用	△948		92	△3	
		平成27年度	△50		△6	106	○既存保育所5か所が認定こども園に移行(1号認定⇒15人、2号認定⇒△15人) ○既存保育所1か所の定員変更(2号認定⇒9人、3号認定⇒11人) ○既存幼稚園1か所の定員変更(1号認定⇒△65人) ○小規模保育施設等5か所整備(3号認定⇒95人)
		平成28年度	△425	310	66	168	○既存幼稚園3か所が認定こども園に移行(1号認定⇒△425人、2号認定⇒310人) ○私立保育所等1か所整備(2号認定⇒66人、3号認定⇒54人) ○小規模保育施設等6か所整備(3号認定⇒114人)
		平成29年度	△90	90	144	191	○私立保育所等2か所整備(2号認定⇒144人、3号認定⇒96人) ○小規模保育施設等5か所整備(3号認定⇒95人) ○既存幼稚園2か所が認定こども園に移行(1号認定⇒△90人、2号認定⇒90人)
		平成30年度	△5		27	△11	○認可外保育施設1か所が認可保育所に移行(2号認定⇒27人、3号認定⇒△11人) ○既存幼稚園1か所が認定こども園に移行(1号認定⇒△5人)
		平成31年度					
		計	△570	400	231	454	○既存保育所5か所が認定こども園に移行(1号認定⇒15人、2号認定△15人) ○既存幼稚園6か所が認定こども園に移行(1号認定⇒△520人、2号認定⇒400人) ○既存保育所1か所の定員変更(2号認定⇒9人、3号認定⇒11人) ○既存幼稚園1か所の定員変更(1号認定⇒△65人) ○私立保育所等3か所整備(2号認定⇒210人、3号認定⇒150人) ○小規模保育施設等16か所整備(3号認定304人) ○認可外保育施設1か所が認可保育所に移行(2号認定⇒27人、3号認定△11人)
	不足数	△693	△24	△11	△128		

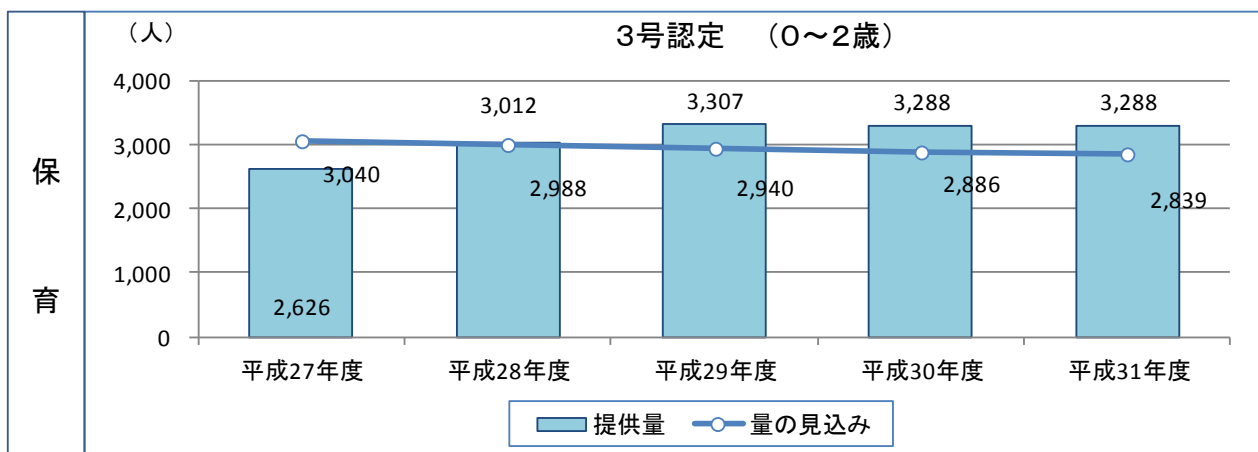
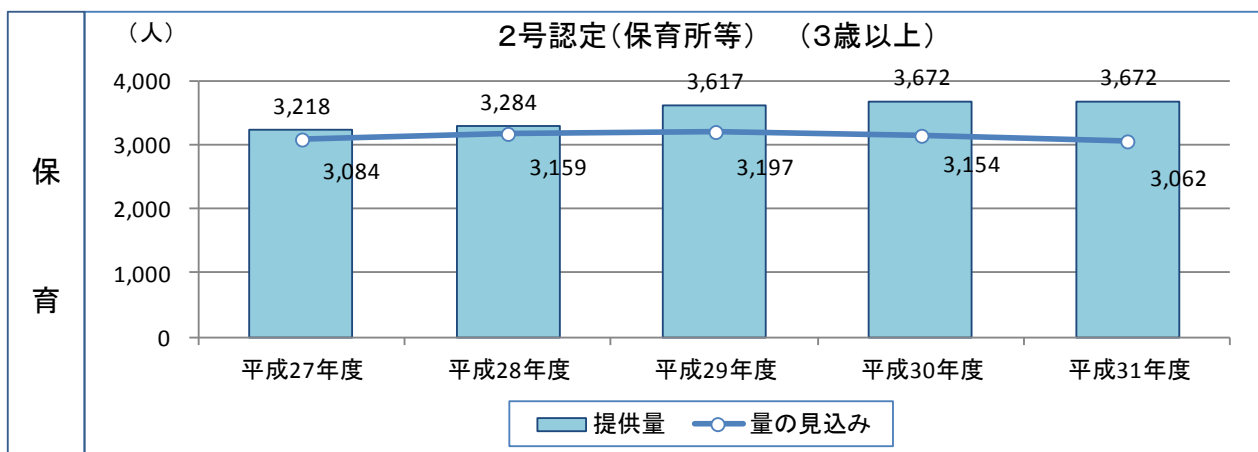
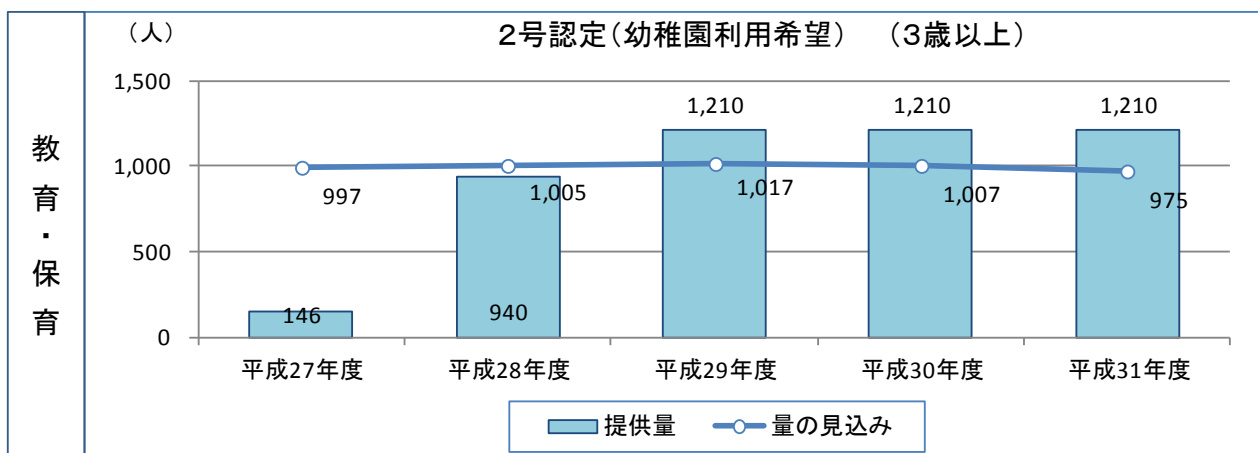
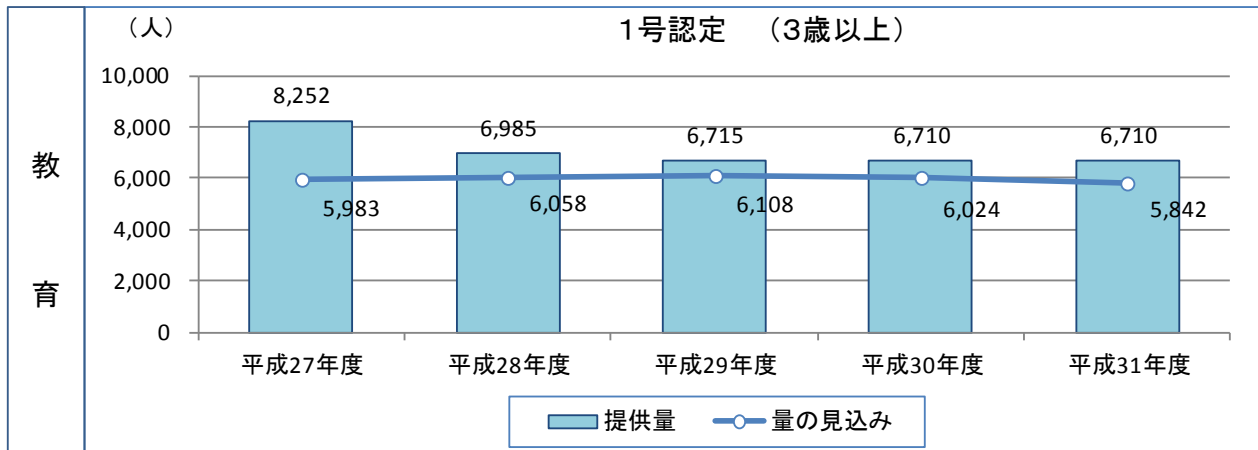
《確保方策》

平成29年度までに、既存保育所5か所と既存幼稚園5か所を認定こども園に移行、既存保育所1か所と既存幼稚園1か所を定員変更、私立保育所等を3か所整備、小規模保育施設等を16か所整備、認可外保育施設1か所を認可保育所に移行することによって、教育・保育の提供(確保)量を確保します。

## ◆ 全区域

(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)	
			幼稚園 利用希望	保育所等			
全区域	量の見込み	6,108	1,017	3,197	2,940		
	提供量	既存施設	8,779	146	3,156	2,390	
		広域利用	△494		92	△3	
		平成27年度	△26		△30	239	
		平成28年度	△1,274	794	66	386	
		平成29年度	△270	270	333	295	
		平成30年度	△5		55	△19	
		平成31年度					
		計	△1,575	1,064	424	901	○既存保育所8か所が認定こども園に移行(1号認定⇒39人、2号認定△39人) ○既存幼稚園18か所が認定こども園に移行(1号認定⇒△1,549人、2号認定⇒1,064人、3号認定⇒85人) ○既存保育所1か所の定員変更(2号認定⇒9、3号認定⇒11人) ○既存幼稚園1か所の定員変更(1号認定⇒△65人) ○私立保育所等を5か所整備(2号認定⇒354人、3号認定⇒246人) ○小規模保育施設等30か所整備(3号認定570人) ○認可外保育施設3か所が認可保育所に移行(2号認定⇒100人、3号認定△11人)
	不足数	△602	△193	△475	△348		
<p>《確保方策》</p> <p>平成29年度までに、既存保育所8か所と既存幼稚園17か所を認定こども園に移行、既存保育所1か所と既存幼稚園1か所を定員変更、私立保育所等を5か所整備、小規模保育施設等を30か所整備、認可外保育施設3か所を認可保育所に移行することによって、教育・保育の提供(確保)量を確保します。</p>							



### (7) 保育利用率の目標値の設定について

推計児童数全体に占める、認定こども園、保育所又は小規模保育事業等に係る 3 号認定の利用定員数の割合について、目標値を設定します。

3号認定

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育利用率	27%	32%	36%	37%	37%
利用定員数	2,626	3,012	3,307	3,288	3,288
推計児童数 (3歳未満)	9,615	9,327	9,135	8,963	8,807

(参考) 2号認定

(単位：人)

保育利用率	32%	40%	45%	46%	48%
利用定員数	3,364	4,224	4,827	4,882	4,882
推計児童数 (3歳以上)	10,521	10,643	10,735	10,595	10,273

※ 2号認定に関する保育利用率はあくまでも参考数値であり、幼稚園利用希望を含みます。

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の現状と確保方策

### (1) 利用者支援事業

事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業。
担 当	のびのび子育てプラザ、保育幼稚園課
提供区域	3 区域

(単位：か所)

		H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み		3	3	3	3	3
A	J R以南地域、片山・岸部地域	1	1	1	1	1
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1	1	1	1	1
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1	1	1	1	1
②提供施設数		0	1	2	3	3
A	J R以南地域、片山・岸部地域	0	0	0	1	1
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	0	0	1	1	1
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	0	1	1	1	1
不足数 ①-②		3	2	1	0	0
A	J R以南地域、片山・岸部地域	1	1	1	0	0
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1	1	0	0	0
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1	0	0	0	0
<p>《確保方策》</p> <p>先進自治体の実施形態を参考に、実施体制を確保したうえで、平成 28 年度から実施予定。</p>						



## (2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
担 当	子育て支援室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園課
提供区域	6 区域

(単位：人日)

		H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み		22,160	21,565	21,131	20,742	20,382
a	J R以南地域	1,829	1,785	1,740	1,712	1,683
b	片山・岸部地域	3,304	3,219	3,156	3,093	3,044
c	豊津・江坂・南吹田地域	3,758	3,654	3,584	3,521	3,458
d	千里山・佐井寺地域	2,928	2,850	2,793	2,743	2,696
e	山田・千里丘地域	5,983	5,817	5,702	5,593	5,493
f	ニュータウン地域	4,358	4,240	4,156	4,080	4,008
②提供量		117,372	117,372	117,372	117,372	117,372
a	J R以南地域	6,980	6,980	6,980	6,980	6,980
b	片山・岸部地域	11,382	11,382	11,382	11,382	11,382
c	豊津・江坂・南吹田地域	6,373	6,373	6,373	6,373	6,373
d	千里山・佐井寺地域	10,702	10,702	10,702	10,702	10,702
e	山田・千里丘地域	60,449	60,449	60,449	60,449	60,449
f	ニュータウン地域	21,486	21,486	21,486	21,486	21,486
提供施設数(か所)		15	15	15	15	15
a	J R以南地域	2	2	2	2	2
b	片山・岸部地域	3	3	3	3	3
c	豊津・江坂・南吹田地域	1	1	1	1	1
d	千里山・佐井寺地域	2	2	2	2	2
e	山田・千里丘地域	4	4	4	4	4
f	ニュータウン地域	3	3	3	3	3
不足数 ①-②		△95,212	△95,807	△96,241	△96,630	△96,990
a	J R以南地域	△5,151	△5,195	△5,240	△5,268	△5,297
b	片山・岸部地域	△8,078	△8,163	△8,226	△8,289	△8,338
c	豊津・江坂・南吹田地域	△2,615	△2,719	△2,789	△2,852	△2,915
d	千里山・佐井寺地域	△7,774	△7,852	△7,909	△7,959	△8,006
e	山田・千里丘地域	△54,466	△54,632	△54,747	△54,856	△54,956
f	ニュータウン地域	△17,128	△17,246	△17,330	△17,406	△17,478

### 【提供体制等】

公立保育所、私立保育所、のびのび子育てプラザ、子育て広場。

### (3) 妊婦健康診査

事業内容	妊婦ならびに胎児の健康管理を行い、安心・安全な出産ができる体制の確保を目的とした事業。健康診査の内容としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施。
担 当	保健センター
提供区域	吹田市全域

(単位：人、回)

		H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	人数	2,937	2,875	2,828	2,776	2,725
	回数	41,118	40,250	39,592	38,864	38,150

#### 【提供体制等】

府内の協力医療機関、助産院で実施。府外で受診した場合は償還払いで対応。

※ 量の見込みの人数は各年度の0歳的人数（推計児童数）を、回数は各年度の0歳的人数×14回とした。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
担 当	子育て支援室
提供区域	吹田市全域

(単位：人)

		H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み		2,937	2,875	2,828	2,776	2,725

#### 【提供体制等】

民生・児童委員、主任児童委員。

※ 量の見込みは、各年度の0歳的人数（推計児童数）とした。

### (5-1) 養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
担 当	保健センター、子育て支援室
提供区域	吹田市全域

(単位：人)

		H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み		375	375	375	375	375

#### 【提供体制等】

保健師、育児支援家庭訪問員。

※ 量の見込みは、平成24年度、平成25年度の実績を参考に、平成26年度見込みと同数的人数とした。

**(5-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業**

事業内容	児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）内の情報共有と支援内容の協議、専門性向上のための研修や市民への啓発の取組みなど地域全体で連携を強化し、児童虐待を防止し、発生を予防する事業。
担 当	子育て支援室
提供区域	吹田市全域

**(6) 子育て短期支援事業**

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。
担 当	子育て支援室
提供区域	吹田市全域

（単位：人日）

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	50	50	50	50	50
【提供体制等】 児童養護施設、乳児院。					

※ 量の見込みは、平成24年度、平成25年度の実績を参考に推計した。

**(7) ファミリー・サポート・センター事業**

事業内容	乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
担 当	のびのび子育てプラザ
提供区域	吹田市全域

（単位：人日）

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380
【提供体制等】 のびのび子育てプラザ。					

※ 量の見込みは、平成25年度実績と同数の人数とした。

(8) 一時預かり事業

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
担 当	子育て支援室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園課
提供区域	6 区域

(単位：人日)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	290,782	291,167	292,820	289,738	282,487
幼稚園	268,388	269,789	271,935	269,293	262,397
a JR以南地域	2,557	2,570	2,590	2,565	2,499
b 片山・岸部地域	53,938	54,220	54,651	54,120	52,734
c 豊津・江坂・南吹田地域	29,175	29,327	29,560	29,273	28,524
d 千里山・佐井寺地域	41,506	41,723	42,055	41,646	40,580
e 山田・千里丘地域	40,003	40,211	40,531	40,137	39,110
f ニュータウン地域	101,209	101,738	102,548	101,552	98,950
幼稚園以外	22,394	21,378	20,885	20,445	20,090
a JR以南地域	1,435	1,377	1,337	1,311	1,292
b 片山・岸部地域	3,870	3,695	3,618	3,540	3,482
c 豊津・江坂・南吹田地域	3,773	3,598	3,514	3,450	3,378
d 千里山・佐井寺地域	3,269	3,128	3,049	2,984	2,933
e 山田・千里丘地域	4,910	4,677	4,574	4,464	4,393
f ニュータウン地域	5,137	4,903	4,793	4,696	4,612
②提供量	128,813	187,203	290,684	290,221	283,545
幼稚園	114,600	171,900	272,601	270,138	263,262
a JR以南地域	1,100	1,650	2,596	2,574	2,508
b 片山・岸部地域	23,000	34,500	54,740	54,280	52,900
c 豊津・江坂・南吹田地域	12,500	18,750	29,625	29,375	28,625
d 千里山・佐井寺地域	17,700	26,550	42,126	41,772	40,710
e 山田・千里丘地域	17,100	25,650	40,698	40,185	39,159
f ニュータウン地域	43,200	64,800	102,816	101,952	99,360
幼稚園以外	<u>14,213</u>	<u>15,303</u>	<u>18,083</u>	<u>20,083</u>	<u>20,283</u>
a JR以南地域	1,041	1,041	1,041	2,091	2,091
b 片山・岸部地域	<u>2,500</u>	<u>2,980</u>	<u>3,170</u>	<u>3,170</u>	<u>3,170</u>
c 豊津・江坂・南吹田地域	<u>1,884</u>	<u>2,134</u>	<u>2,754</u>	<u>2,754</u>	<u>2,754</u>
d 千里山・佐井寺地域	<u>1,250</u>	<u>1,250</u>	<u>2,050</u>	<u>2,050</u>	<u>2,050</u>
e 山田・千里丘地域	<u>4,410</u>	<u>4,770</u>	<u>4,770</u>	<u>4,770</u>	<u>4,770</u>
f ニュータウン地域	<u>3,128</u>	<u>3,128</u>	<u>4,298</u>	<u>5,248</u>	<u>5,448</u>

提供体制	幼稚園	年間の一時預かり 実施日数…100日	年間の一時預かり 実施日数…150日	年間の一時預かり 実施日数…238日	年間の一時預かり 実施日数…235日	年間の一時預かり 実施日数…229日
	幼稚園以外	公立保育所、私立保育所、認定こども園、のびのび子育てプラザ、小規模保育施設等				
不足数 ①-②		<u>161,969</u>	<u>103,964</u>	<u>2,136</u>	<u>△483</u>	<u>△1,058</u>
	幼稚園	153,788	97,889	△666	△845	△865
	a JR以南地域	1,457	920	△6	△9	△9
	b 片山・岸部地域	30,938	19,720	△89	△160	△166
	c 豊津・江坂・南吹田地域	16,675	10,577	△65	△102	△101
	d 千里山・佐井寺地域	23,806	15,173	△71	△126	△130
	e 山田・千里丘地域	22,903	14,561	△167	△48	△49
	f ニュータウン地域	58,009	36,938	△268	△400	△410
	幼稚園以外	<u>8,181</u>	<u>6,075</u>	<u>2,802</u>	<u>362</u>	<u>△193</u>
	a JR以南地域	394	336	296	△780	△799
	b 片山・岸部地域	<u>1,370</u>	<u>715</u>	<u>448</u>	<u>370</u>	<u>312</u>
	c 豊津・江坂・南吹田地域	<u>1,889</u>	<u>1,464</u>	<u>760</u>	<u>696</u>	<u>624</u>
	d 千里山・佐井寺地域	<u>2,019</u>	<u>1,878</u>	<u>999</u>	<u>934</u>	<u>883</u>
	e 山田・千里丘地域	<u>500</u>	<u>△93</u>	<u>△196</u>	<u>△306</u>	<u>△377</u>
	f ニュータウン地域	<u>2,009</u>	<u>1,775</u>	<u>495</u>	<u>△552</u>	<u>△836</u>
<p>《確保方策》</p> <p>幼稚園以外の不足数は部分的に解消されているが、さらなる方策が必要です。</p> <p>※ 幼稚園（1号）の量の見込みは、園児数と利用率等から推計した。</p> <p>※ 幼稚園以外の量の見込みは、ニーズ調査の2歳児の家庭類型「フルタイム×専業主婦（夫）」のニーズ量の90%とした。</p>						

(9) 延長保育事業

事業内容	保育の必要性のある子どもについて、通常の利用日及び利用時間外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。
担当	保育幼稚園課
提供区域	3区域

(単位：人)

		H27	H28	H29	H30	H31	
①量の見込み		3,511	3,524	3,519	3,463	3,383	
公立保育所		1,389	1,394	1,392	1,370	1,338	
私立保育所		2,122	2,130	2,127	2,093	2,045	
A	J R以南地域、片山・岸部地域	685	688	687	676	661	
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1,325	1,330	1,328	1,307	1,277	
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1,501	1,506	1,504	1,480	1,445	
②提供量		3,306	4,020	4,535	4,555	4,555	
A	J R以南地域、片山・岸部地域	630	805	857	857	857	
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1,257	1,484	1,703	1,714	1,714	
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1,419	1,731	1,975	1,984	1,984	
提供体制	A	J R以南地域、片山・岸部地域	小規模保育施設整備2	幼稚園が認定こども園に移行 3、小規模保育施設整備3	幼稚園が認定こども園に移行2		
	B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	小規模保育施設整備5	幼稚園が認定こども園に移行 5、小規模保育施設整備4	私立保育所等整備2、認可外保育施設が認可保育所に移行、幼稚園が認定こども園に移行2	認可外保育施設が認可保育所に移行	
	C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	私立保育所定員増、小規模保育施設整備5	幼稚園が認定こども園に移行 3、私立保育所等整備、小規模保育施設整備6	私立保育所等整備2、小規模保育施設整備5、幼稚園が認定こども園に移行2	認可外保育施設が認可保育所に移行	
不足数 ①-②		205	△496	△1,016	△1,092	△1,172	
A	J R以南地域、片山・岸部地域	55	△117	△170	△181	△196	
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	68	△154	△375	△407	△437	
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	82	△225	△471	△504	△539	

※ 量の見込みは、平成25年度の実績から推計した。

## (10) 病児保育事業

事業内容	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。
担 当	保育幼稚園課
提供区域	3 区域

### 病児・病後児対応型

(単位：人日)

		H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み		5,921	5,825	5,780	5,697	5,567
A	J R以南地域、片山・岸部地域	1,279	1,258	1,248	1,230	1,202
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	2,078	2,045	2,029	2,000	1,954
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	2,564	2,522	2,503	2,467	2,411
②提供量		3,600	4,800	6,000	6,000	6,000
A	J R以南地域、片山・岸部地域	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1,200	1,200	2,400	2,400	2,400
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1,200	2,400	2,400	2,400	2,400
提供施設数(か所)		3	4	5	5	5
A	J R以南地域、片山・岸部地域	1	1	1	1	1
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1	1	2	2	2
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1	2	2	2	2
不足数 ①-②		2,321	1,025	△220	△303	△433
A	J R以南地域、片山・岸部地域	79	58	48	30	2
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	878	845	△371	△400	△446
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1,364	122	103	67	11

※ 量の見込みは、平成 25 年度のキャンセル率 (27.2%) を控除し、推計した。

※ 提供数…1 施設で年間 1,200 人の利用が可能とする。

体調不良児対応型

(単位：人日)

		H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み		11,120	11,360	12,320	12,320	12,320
A	J R以南地域、片山・岸部地域	3,631	3,631	3,631	3,631	3,631
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	2,902	2,902	3,382	3,382	3,382
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	4,587	4,827	5,307	5,307	5,307
②提供量		5,360	5,600	6,800	6,800	6,800
A	J R以南地域、片山・岸部地域	1,951	1,951	2,431	2,431	2,431
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1,462	1,702	1,942	1,942	1,942
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	1,947	1,947	2,427	2,427	2,427
提供施設数（か所）		22	23	28	28	28
A	J R以南地域、片山・岸部地域	8	8	10	10	10
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	6	7	8	8	8
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	8	8	10	10	10
不足数 ①-②		5,760	5,760	5,520	5,520	5,520
A	J R以南地域、片山・岸部地域	1,680	1,680	1,200	1,200	1,200
B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	1,440	1,200	1,440	1,440	1,440
C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域	2,640	2,880	2,880	2,880	2,880

《確保方策》

看護師を配置する私立保育所等に対して人件費の補助を行うほか、長時間の保育を実施するにあたっての保健・衛生業務に関する研修を行うなど、看護師業務のソフト面の支援を行うことにより事業の普及を図ります。



### (11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業内容	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業。
担 当	児童育成課
提供区域	36 区域（小学校区）

市全域

（単位：人）

		H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	低学年	2,329	2,379	2,396	2,422	2,403
	高学年	1,065	1,061	1,035	1,035	1,057
	合計	3,394	3,440	3,431	3,457	3,460
②提供体制		2,329	2,379	2,912	3,290	3,843
不足数 ①-②		1,065	1,061	519	167	△383

区域別

（単位：人）

		H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み 吹一	低学年	49	50	51	51	51
	高学年	27	27	27	27	27
	合計	76	77	78	78	78
②提供体制		49	50	64	74	80
不足数 ①-②		27	27	14	4	△2
①量の見込み 吹二	低学年	77	78	79	80	79
	高学年	35	35	34	34	34
	合計	112	113	113	114	113
②提供体制		77	78	95	108	120
不足数 ①-②		35	35	18	6	△7
①量の見込み 吹三	低学年	105	107	107	109	107
	高学年	61	61	60	60	61
	合計	166	168	167	169	168
②提供体制		105	107	135	159	168
不足数 ①-②		61	61	32	10	0
①量の見込み 東	低学年	44	45	45	46	45
	高学年	18	18	17	17	17
	合計	62	63	62	63	62
②提供体制		44	45	53	60	80
不足数 ①-②		18	18	9	3	△18

①量の見込み 南	低学年	73	75	75	76	75
	高学年	30	30	29	29	30
	合計	103	105	104	105	105
②提供体制		73	75	88	100	120
不足数 ①-②		30	30	16	5	△15
①量の見込み 吹六	低学年	35	36	36	36	36
	高学年	9	9	9	9	9
	合計	44	45	45	45	45
②提供体制		35	36	40	44	80
不足数 ①-②		9	9	5	1	△35
①量の見込み 千一	低学年	81	83	84	85	84
	高学年	43	43	42	42	43
	合計	124	126	126	127	127
②提供体制		81	83	105	120	127
不足数 ①-②		43	43	21	7	0
①量の見込み 千二	低学年	94	96	97	97	97
	高学年	52	51	50	50	51
	合計	146	147	147	147	148
②提供体制		94	96	121	139	160
不足数 ①-②		52	51	26	8	△12
①量の見込み 千三	低学年	82	84	85	85	85
	高学年	44	43	42	42	43
	合計	126	127	127	127	128
②提供体制		82	84	109	121	128
不足数 ①-②		44	43	18	6	0
①量の見込み 千里新田	低学年	52	53	53	54	53
	高学年	29	29	28	28	29
	合計	81	82	81	82	82
②提供体制		52	53	67	78	82
不足数 ①-②		29	29	14	4	0
①量の見込み 佐井寺	低学年	40	40	41	41	41
	高学年	24	24	23	23	24
	合計	64	64	64	64	65
②提供体制		40	40	52	60	80
不足数 ①-②		24	24	12	4	△15

①量の見込み 東佐井寺	低学年	67	68	68	69	69
	高学年	26	26	25	25	26
	合計	93	94	93	94	95
②提供体制		67	68	82	90	120
不足数 ①-②		26	26	11	4	△25
①量の見込み 岸一	低学年	21	22	22	22	22
	高学年	12	11	11	11	11
	合計	33	33	33	33	33
②提供体制		21	22	28	31	40
不足数 ①-②		12	11	5	2	△7
①量の見込み 岸二	低学年	56	57	58	58	58
	高学年	18	18	17	18	18
	合計	74	75	75	76	76
②提供体制		56	57	68	73	80
不足数 ①-②		18	18	7	3	△4
①量の見込み 豊一	低学年	133	135	137	138	137
	高学年	64	64	63	63	65
	合計	197	199	200	201	202
②提供体制		133	135	168	189	202
不足数 ①-②		62	64	32	12	0
①量の見込み 豊二	低学年	72	74	74	75	74
	高学年	28	28	27	27	28
	合計	100	102	101	102	102
②提供体制		72	74	87	98	120
不足数 ①-②		28	28	14	4	△18
①量の見込み 江坂大池	低学年	23	24	24	24	24
	高学年	9	9	8	8	9
	合計	32	33	32	32	33
②提供体制		23	24	28	31	40
不足数 ①-②		9	9	4	1	△7
①量の見込み 山手	低学年	93	95	94	96	96
	高学年	33	33	32	32	32
	合計	126	128	126	128	128
②提供体制		93	95	112	122	128
不足数 ①-②		33	33	14	6	0

①量の見込み 片山	低学年	68	69	69	70	70
	高学年	40	40	39	39	39
	合計	108	109	108	109	109
②提供体制		68	69	88	104	120
不足数 ①-②		40	40	20	5	△11
①量の見込み 山一	低学年	54	55	56	56	56
	高学年	25	25	24	24	25
	合計	79	80	80	80	81
②提供体制		54	55	68	76	81
不足数 ①-②		25	25	12	4	0
①量の見込み 山二	低学年	66	68	68	69	69
	高学年	26	26	25	25	26
	合計	92	94	93	94	95
②提供体制		66	68	80	90	100
不足数 ①-②		26	26	13	4	△5
①量の見込み 山三	低学年	56	58	58	59	58
	高学年	38	38	37	37	38
	合計	94	96	95	96	96
②提供体制		56	58	76	91	120
不足数 ①-②		38	38	19	5	△24
①量の見込み 山五	低学年	31	32	32	33	32
	高学年	13	13	13	13	13
	合計	44	45	45	46	45
②提供体制		31	32	39	44	45
不足数 ①-②		13	13	6	2	0
①量の見込み 東山田	低学年	111	113	114	115	114
	高学年	41	41	40	40	40
	合計	152	154	154	155	154
②提供体制		111	113	134	148	160
不足数 ①-②		41	41	20	7	△6
①量の見込み 南山田	低学年	165	168	170	172	170
	高学年	69	69	69	68	70
	合計	234	237	239	240	240
②提供体制		165	168	205	229	240
不足数 ①-②		69	69	34	11	0

①量の見込み 西山田	低学年	34	34	35	35	35
	高学年	12	12	11	11	12
	合計	46	46	46	46	47
②提供体制		34	34	40	44	80
不足数 ①-②		12	12	6	2	△33
①量の見込み 北山田	低学年	93	95	96	97	96
	高学年	45	45	44	44	45
	合計	138	140	140	141	141
②提供体制		93	95	117	133	160
不足数 ①-②		45	45	23	8	△19
①量の見込み 千里丘北 (H27 新設)	低学年	31	31	32	32	32
	高学年	12	12	12	12	12
	合計	43	43	44	44	44
②提供体制		31	31	38	42	80
不足数 ①-②		12	12	6	2	△36
①量の見込み 佐竹台	低学年	62	64	64	65	64
	高学年	18	18	17	17	18
	合計	80	82	81	82	82
②提供体制		62	64	72	79	82
不足数 ①-②		18	18	9	3	0
①量の見込み 高野台	低学年	32	33	33	34	33
	高学年	12	12	12	12	12
	合計	44	45	45	46	45
②提供体制		32	33	39	44	60
不足数 ①-②		12	12	6	2	△15
①量の見込み 津雲台	低学年	49	50	51	51	51
	高学年	22	22	22	22	22
	合計	71	72	73	73	73
②提供体制		49	50	64	71	80
不足数 ①-②		22	22	9	2	△7
①量の見込み 古江台	低学年	67	69	69	70	70
	高学年	33	33	32	32	32
	合計	100	102	101	102	102
②提供体制		67	69	82	96	120
不足数 ①-②		33	33	19	6	△18

①量の見込み 藤白台	低学年	69	70	70	72	71
	高学年	31	31	31	31	31
	合計	100	101	101	103	102
②提供体制		69	70	86	98	120
不足数 ①-②		31	31	15	5	△18
①量の見込み 青山台	低学年	42	43	43	44	43
	高学年	20	19	19	19	19
	合計	62	62	62	63	62
②提供体制		42	43	53	60	80
不足数 ①-②		20	19	9	3	△18
①量の見込み 桃山台	低学年	54	55	56	56	56
	高学年	21	21	20	20	21
	合計	75	76	76	76	77
②提供体制		54	55	66	73	80
不足数 ①-②		21	21	10	3	△3
①量の見込み 千里たけみ	低学年	48	50	50	50	50
	高学年	25	25	24	24	25
	合計	73	75	74	74	75
②提供体制		48	50	63	71	80
不足数 ①-②		25	25	11	3	△5

《確保方策》

- 対象学年を年次的に拡大することとし、平成 29 年度に 4 年生まで、平成 30 年度に 5 年生まで、平成 31 年度に 6 年生までを対象とします。
- 学校の余裕教室確保に努めます。
- 定員の弾力的な運営により、提供可能数を確保します。
- 学校施設の一時的な利用（教室の時間借り）を検討します。
- 民間活力の活用を検討します。

**(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

事業内容	支給認定保護者の世帯の状況を勘案し、行事費などの費用等について支援を行う事業。
担 当	保育幼稚園課
提供区域	吹田市全域

**(13) 多様な主体の参入促進事業**

事業内容	保育の受け皿拡大のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育事業などの設置を促進していくことが必要となるが、新たに開設された施設や事業の運営が軌道に乗り、保護者や関係機関との連携体制が構築されるなど、質の高い保育が安定的継続的に行われるよう、市が一定の支援を行う事業。
担 当	保育幼稚園課
提供区域	吹田市全域

## 5. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

### (1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援について

#### ア 的確な情報提供

各地域の就学前児童の数や、教育・保育施設等の利用状況を把握し、それぞれの地域の実情についての的確に情報提供を行い、円滑な移行を促進します。

#### イ 相談体制の確保

幼稚園から認定こども園へ移行するにあたり、移行する認定こども園の類型等や、国や府の財政支援がある場合は、その活用について助言します。また、市に認定こども園の相談窓口として担当職員を設定し、移行を検討している施設からの相談体制を確保します。

### (2) 地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方について

#### ア 幼稚園の活用

本市では、市内全域が市街化区域であり、保育所等の用地確保が困難な状況であること、また、少子化が今後進行することが予想されることから、待機児童対策については、既存施設の活用が極めて重要な位置を占めています。幼稚園が認定こども園へ移行することにより、地域型保育事業の連携施設として、3歳児からの受け入れ先の確保ができるほか、待機児童の多い3号認定子どもを受け入れ枠の拡充も可能であり、待機児童対策としての大きな効果が期待できます。

#### イ 一時預かり事業（幼稚園型）の充実

認定こども園への移行促進策については、国の補助金等の活用により、幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型）の充実により長時間保育を促進し、認定こども園への移行にむけた環境整備を行うとともに、整備や改修に係る国の補助金を活用し、施設整備においても支援を行います。

#### ウ 市内における施設の配置

各地域にバランスよく認定こども園が配置され、市内のどの地域においても、親の就労状況に拘わらず、質の高い教育・保育を受けることができる環境を構築します。

### (3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修等に対する支援について

#### ア 合同研修の実施

教育標準時間児と保育標準時間児・保育短時間児を合同で保育する認定こども園の特徴を活かした園づくり、園運営が行えるよう、実践的な合同研修を行うなどの支援を行います。

#### イ 人的交流の促進

認定こども園では、保育士と幼稚園教諭がそれぞれの教育・保育についての共通理解を深めることが必要であり、人的交流を促進します。

#### ウ 人材の育成

幼保連携型認定こども園教育・保育要領で求められている、質の高い保育や子育て支援、保護



者支援等に役立つ研修を実施し、保育士や幼稚園教諭一人ひとりの資質の向上を図り、人材育成に努めます。

#### エ 施設長の能力の向上

認定こども園の施設長として求められる、マネジメント能力やコーディネート能力を高めるための支援を行います。

### (4) 質の高い教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と推進方策について

#### ア 幼児期の教育・保育の意義

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、この時期に一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することが必要であることから、より良質な教育・保育を提供することで、豊かな人間形成が可能となる環境を整えます。

#### イ 推進方策

認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援新制度の中核的な役割を担う施設であり、不足する保育の需要については、地域によっては認定こども園又は保育所の整備で確保していきます。

一方、地域型保育事業は、地域の実情に応じた施策を担うものであり、本市では、3歳未満の待機児童が多く、3歳未満に特化した質の確保された保育を量的に拡充していく観点から、小規模保育事業はA型のみ、事業所内保育事業はB型以外で実施します。

両者が相互補完し協力することに対し、市が一定の調整機能を果たすことにより、教育・保育の量の確保と質の充実を図ります。

#### ウ 私立施設と公立施設の配置

私立と公立が市域にバランスよく配置され、教育・保育の提供において、それぞれの役割が果たせるよう、民間活力導入時には地域等に配慮します。

#### エ 推進状況の確認

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表、行政等による情報交換を行い、推進状況等についての意見をいただき、吹田市に育つ子どもたちへのより良質な教育・保育の提供について検討します。

### (5) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と主な事業の推進方策について

#### ア 切れ目のない支援

施設型給付・地域型保育給付や多様な地域子ども・子育て支援事業を重層的に行うことにより、妊娠・出産から学齢期まで、切れ目のない多様な子育て支援を行います。関係所管が連携し、計画的に質の向上と量の拡充に努めます。

## イ 利用者支援

多様な子育て需要に対応するため、子ども・子育て支援新制度では多様な施設・事業類型が制度化されています。子どもや保護者、妊娠している方が、その置かれている環境に応じて自分に合ったサービスを選択し、良質な教育・保育や子育て支援が受けられるよう、拠点において市が情報提供を行うとともに、必要に応じて相談・助言等などの利用者の支援を行います。

## ウ 地域子育て支援

子育てに対する親の不安や孤独感を和らげ、子どもを産み育てることに喜びが感じられるよう、育児教室の開催や身近な場所での子育て相談などが受けられる環境を整えるとともに、親同士が仲間づくりのできる交流の場を設けます。また、育児の負担感を和らげるため、子どもを一時的に預かるなどの支援を行います。

## エ 一時預かり

幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型）を拡充し、実施か所の増加を図るとともに、幼稚園以外の一時預かり事業も、地域型保育事業所等で実施か所の増加により拡充します。

## オ 放課後児童クラブ

就学前からの切れ目のない子育て支援が行えるよう、地域ごとの実情に応じた施設整備を進めます。また、開所時間を延長するとともに6年生までの対象学年の拡大を行います。

## （6）教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携について

地域型保育事業者が円滑に連携施設の設定が行えるよう、市が教育・保育施設と調整・仲介するなど、必要な支援を行います。

## （7）認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携についての基本的考え方と推進方策について

### ア 幼児期の育ちの連続性の観点

遊びを中心とした生活を通して体験を積み重ね、一人一人の発達に応じて総合的に指導を行う幼稚園・保育所の教育・保育と、時間割に基づき各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習する小学校では、子どもの生活や教育方法が異なりますが、子どもの育ちや学びが連続していることに着目し、生活の変化に子どもが対応し、幼児期の教育・保育と小学校教育が円滑に接続できるように、本市の実情に応じた創意工夫による連携策を講じます。

### イ 推進体制

各施設において、円滑な連携のための担当者を決めるなど、体制整備を行うとともに、連携のための活動を年間計画に位置づけるなど、組織的かつ計画的に実施します。

### ウ 保育士、幼稚園教諭と小学校教諭の交流

就学前の児童と小学校の児童の交流の機会を設け、相互のねらいに対応した活動となるよう指導計画の作成や教材研究など、保育士、幼稚園教諭と小学校教諭が事前事後の打ち合わせ等を行

います。

エ 合同研修

保育士、幼稚園教諭と小学校教諭との意見交換や、合同の研究会及び研修会、保育参観や授業参観等、相互理解の機会を設けます。

オ カリキュラム

幼児期の教育・保育と小学校教育の接続を意識したカリキュラムを編成し、子どもの育ちと学びの連続性を保つため、つながりを意識した指導を行います。

## 6. 子ども・子育て支援関連施策

### (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保について

#### ア 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

子育てに関する市のホームページやリーフレットの充実を図るなど教育・保育の利用に関して、いつでも、どこでも必要な情報を取得することができる環境を整備します。

#### イ 産後休業・育児休業終了時から保育を利用できる環境整備

計画的に、認定こども園または保育所や、3歳未満に特化した地域型保育事業等の量的拡充を図り、産後休業・育児休業終了時から保育を利用できる環境を整えます。

### (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する府が行う施策との連携について

#### ア 障がい児施策の充実等

##### (ア) 早期発見の推進

障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を推進します。また、育児教室や育児相談により、早期からの子育て相談を実施します。

##### (イ) 1歳6か月児健診事後指導事業

1歳6か月児健診等において、ことばが遅い等の発達の遅れもしくはその疑いがあると判断された児童とその保護者及び支援が必要と判断された児童とその保護者に対し、各種相談に応じるとともに療育指導を行い、その健全育成を図ります。

##### (ウ) 教育・保育上必要な支援

自閉症等の発達障がいを含む障がいのある子どもについては、障がいの状況に応じて、その可能性を伸ばし、自立して社会参加をするために必要な力を培うため、一人一人の発達に応じた適切な教育・保育上必要な支援を行います。こども発達支援センターや教育・保育施設において、増加する障がい児等の受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、地域療育支援の充実と関係機関との連携強化を図ります。

##### (エ) 職員の専門性の向上

障がい児に関する研修を実施し、幼稚園教諭、保育士等の資質や障がい児に関する専門性の向上を図ります。

##### (オ) 障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

障がい児とその家族が安心して生活できる地域づくりを目指して、ボランティア活動支援、地域の関係機関への啓発活動等を積極的に行います。

放課後等デイサービスの提供増により、障がい児の放課後の居場所づくり、仲間づくりを支援します。

相談支援事業を実施し、障がい児支援利用計画・障がい福祉サービス利用計画を作成し、障がい児を支援します。

## イ 児童虐待防止対策の充実

### (ア) 関係機関との連携及び相談体制の強化

吹田市児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の取組みをさらに推進し、関係機関が連携を密に情報の共有と支援内容の共通認識を図りながら、児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止に努めます。また、要支援児童や特定妊婦、居住実態が不明で児童の安否が確認できない等の児童虐待発生リスクが高い家庭の把握に努め、母子・保健部門と児童福祉部門、教育部門が連携し対応の強化を図りながら、児童虐待の未然防止に積極的に取り組めます。さらに、相談体制の充実を図るため専門職を増員し、資質の向上を図ります。

### (イ) 虐待の早期発見、早期対応への取組み

民生・児童委員の協力のもと実施している子ども見守り家庭訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）の充実を図り、虐待の発生予防、早期発見に努めます。また、保健センターが実施する乳幼児健康診査や保健指導等の母子・保健事業と連携しながら、育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）の取組みを進め、養育支援を必要とする家庭を適切に支援することで、虐待の早期対応に努めます。

### (ウ) 親支援プログラムの実施

子育て中の親が子育てに自信を持ち、前向きに取り組めるよう、子育ての悩みや不安が強い親や虐待行為に悩む親を対象に親支援プログラムを実施し、虐待の未然防止、重症化予防に努めます。

## ウ ひとり親家庭等の自立支援の推進

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等の日常生活全般にわたる精神的負担の軽減を図り、経済的基盤を確立できるよう、就業支援をはじめ、自立を支援するための福祉サービスの充実を図ります。また、ひとり親家庭等自立促進施策推進委員会において自立支援の取組みの推進、進捗状況の把握、情報共有及び連携を行います。

### (ア) 就業支援

より良い就業に向けたプログラム策定事業、職業訓練等の実施・促進、就業機会創出のための支援等を行います。

### (イ) 子育て・生活支援

保育所等優先入所の推進、延長保育、一時預かり事業等、多様な子育て支援の充実、公営住宅における優先入居の推進等を図ります。

### (ウ) 養育費確保支援

母子・父子自立支援員による相談機能の充実、広報、啓発活動の推進、養育費相談支援セン

ター、法律相談事業との連携等を図ります。

(エ) 経済的支援

母子・父子・寡婦福祉資金の適正な貸付、児童扶養手当の適正な給付、ひとり親家庭医療費助成の実施を行います。

(オ) 相談機能の充実

研修等により母子・父子自立支援員の資質向上、相談機能の充実を図り、総合的・包括的な支援を行うワンストップでの相談体制を確立します。

**(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携について**

ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現のための働き方の見直しや仕事と子育ての両立のために、関係部局と連携して市民や市内の事業者への啓発に努めます。

イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センター事業の活用促進等の多様な働き方に対応した子育て支援事業を推進します。

**(4) 地域子育て支援**

ア 地域子育て支援センター

子育て家庭に対して育児教室をはじめ、子育てサークルの育成・支援、育児相談・指導、行事への参加、施設の一部開放などを保健センターや関係機関と連携しながら行います。

より身近な地域で子育て支援センターが広がるよう私立保育所に対して助成を行います。

イ 児童会館・児童センター

0歳から小学生までの幅広い子どもたちが、安心していつでも利用できる子どもの拠点施設として地域住民との協働により取組みを進めていきます。

乳幼児とその保護者を対象とした幼児教室やランチタイムなどを通じて、あそびや交流の場を提供し、仲間づくりを進めます。

行事やあそび、図書の貸出しなど、さまざまな取組みや活動を通じて、創造性、社会性や協調性を身につけ、豊かな人間関係を築く場として一層の充実を図ります。

ウ 子育て広場の助成

子育て中の親の子育てへの負担感を緩和するため、親子が気軽に立ち寄り交流し、育児についての相談などができる「子育て広場」を運営する団体へ助成を行います。

**(5) 母子保健**

ア 妊産婦・新生児・未熟児への訪問指導等

保健指導を要する妊産婦、新生児及び未熟児に対し、保健師及び助産師が訪問指導を実施しています。妊娠届出書の情報のほか医療機関と連携を図りながら支援の必要な方を的確に把握し、訪問を行うことにより、育児不安の軽減や虐待の発生予防、早期発見、早期対応につながる支援を進めていきます。特に、家庭環境や養育上の問題を抱えている家庭については、育児支援員の利用や子育て支援機関などにつなげながら、支援を継続します。

#### イ 乳幼児健康診査

乳幼児に対して健康診査を行い疾病や障がいの早期発見・早期治療を図るとともに、その保護者に成長・栄養・育児及び歯科保健に関する健康相談・保健指導を実施し、乳幼児の健全な育成を図ります。また、養育環境や状況を知り、虐待の防止と早期発見をするとともに保護者の育児不安にも対応していきます。また、健診の未受診児については子育て支援室等関係機関と連携しながら、全数把握に努めます。

#### ウ その他の保健指導や育児相談

妊婦（両親）教室や離乳食講習会などをとおして、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図るとともに、保健師、歯科衛生士、栄養士、保育士などが育児の指導や育児不安の軽減を図るために養育上の相談に応じます。

### （6）放課後子ども総合プラン

国の放課後子ども総合プランでは、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）と放課後子供教室（太陽の広場）の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子供教室（太陽の広場）開催時に共通のプログラムに参加できる一体型として実施することを目指しています。

本市では、既に両事業を同一小学校内で行い、放課後子供教室（太陽の広場）の活動プログラムに放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の児童も分け隔てなく参加できる一体型の内容を取り入れていますので、今後さらに連携が深まるよう、共通のプログラムの充実を図っていきます。

引き続き、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験と活動を行うことができるよう、同じ学校の中で余裕教室等を活用する方法等で、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の計画的な整備を進めます。

#### ア 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の平成31年度に達成されるべき目標事業量

全市立小学校内に設置している留守家庭児童育成室の対象学年を年次的に拡大することとします。

平成29年度に4年生まで、平成30年度に5年生まで、平成31年度に6年生までを対象とします。（詳しくはP.69～74、第4章、4. 地域子ども・子育て支援事業の現状と確保方策、（11）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）に記載。）

#### イ 放課後子供教室（太陽の広場）の平成31年度までの整備計画

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせる居場所を提供する放課後子供教室（太陽の広場）は、「地域の子どもは地域で守り、育てる」という理念のもと実施しています。この事業を運営する過程で、地域コミュニティの形成も図ろうとするもので、子どもに関わる地域の諸団

体の方々の協力を得ながら、これまで全ての小学校内で実施してきました。

一方、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）は児童福祉法に定められた、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して行われている事業です。

それぞれの事業の目的は異なるものですが、両制度の違いを認識しつつ、特色を生かしながら整備を進めます。現時点では、施設確保の状況や実施回数に差が生じているため、今後は各地域の実情に応じた方法により、全市的なレベルアップを目指します。

また、平成 27 年 4 月開校の千里丘北小学校においてもできるだけ早期に実施できるよう整備を進めます。

ウ 一体型の放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、留守家庭児童育成室と太陽の広場を同じ小学校の中で一体型として、両者が連携して実施します。

（数値目標：全 36 小学校）

（単位：校）

	H27	H28	H29	H30	H31
（ア）留守家庭児童育成室	36	36	36	36	36
（イ）太陽の広場	36	36	36	36	36
（ウ）一体型実施	36	36	36	36	36

エ 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

留守家庭児童育成室と太陽の広場が連携して事業を実施・運営するよう運営委員会を設置し、共通プログラムや本市における放課後子ども総合プランの推進方策を検討します。

また、留守家庭児童育成室と太陽の広場のスタッフが、児童に提供する多様な体験や活動に連携して取り組みます。

オ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）への活用に関する具体的な方策

小学校の施設の活用にあたっては、留守家庭児童育成室と太陽の広場の管理運営上の責任体制を明確化し、余裕教室の一層の活用と、放課後に学校教育には使用していない施設の一時借用を推進するよう、こども部と教育委員会事務局による学校施設の活用方策を検討する会議を設けます。

カ 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

関係者の密接な連携を図りながら、本市における放課後子ども総合プランの推進方策を検討するため、こども部、教育委員会事務局、学校、地域教育協議会、保護者等を構成員とする運営委



員会を設置します。

- キ 地域の実情に応じた放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の開所時間の延長に係る取組み  
就学前からの切れ目のない子育て支援が行えるよう、保護者ニーズに基づく時間延長を早期に実施します。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1. 計画の推進体制

本計画の施策に関わる部局間の連携や調整を図りながら、施策の推進に努めます。

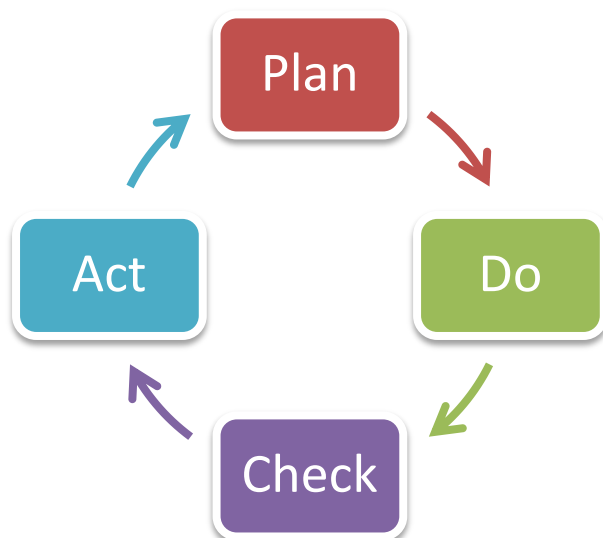
### 2. 効果的な計画の推進に向けて

学識経験者、教育・保育関係者や公募による市民委員等から構成される「吹田市子ども・子育て支援審議会」からのご意見をいただきながら、計画の推進に取り組めます。

計画の実施にあたっては、行政と関係諸機関とのネットワークをつくり、推進していきます。また、国、府の関係各機関とも連携を図っていくことが必要です。

効果的に計画を推進していくために、毎年度計画の進捗状況を把握し、点検・評価を行うことにより、PDCAサイクルを実施していきます。計画の進捗状況については、毎年、公表します。

量の見込みや確保方策の見直しが必要になった場合は、必要に応じて計画を見直します。



#### 計画(Plan)

- 目標を設定し、それを実現するための計画(施策)を策定(もしくは改定)

#### 実行(Do)

- 計画(施策)を実施し、その成果を測定

#### 評価(Check)

- 測定結果を評価し、結果目標と比較するなど分析を実施

#### 改善(Act)

- 計画(施策)の継続的改善・向上に必要な措置の実施

## 参考資料

### 1. 子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
  - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
  - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子ど

もの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

- 第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
  - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
  - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
  - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

## 2. 吹田市子ども・子育て支援審議会

### 吹田市子ども・子育て支援審議会条例

#### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、本市に、市長の附属機関として、吹田市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、医療関係者、社会福祉関係者、教育関係者、保育関係者、事業者、子育て支援に関する活動を行う市民団体の代表者及び市民のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (臨時委員)

第3条 特別の事項を調査審議するため市長が必要があると認めるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、審議会が調査審議する事項のうち、市長が必要と認める特別の事項についてのみ議事に参与する。

3 臨時委員は、市長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱するものとする。

#### (会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に参与する臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成25年6月1日から施行する。

## 吹田市子ども・子育て支援審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市子ども・子育て支援審議会条例（平成25年吹田市条例第21号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、吹田市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 医療関係者 1人以内
- (3) 社会福祉関係者 1人以内
- (4) 教育関係者及び保育関係者 7人以内
- (5) 事業者 1人以内
- (6) 子育て支援に関する活動を行う市民団体の代表者 1人以内
- (7) 市民 2人以内

(部会)

第3条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 部会の運営については、条例第4条第3項及び第5条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第4条 審議会及び部会は、必要に応じ、委員等以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども部子育て支援室において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

## 附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

■ 吹田市子ども・子育て支援審議会委員名簿

<任期：平成25年(2013年)6月24日～平成27年(2015年)5月31日>

(敬称略)

	氏名	規定上の区分	機関・団体名等
1	◎ 泉 千勢	学識経験者	大阪府立大学名誉教授
2	○ 峯本 耕治	学識経験者	弁護士
3	御前 治	医療関係者	吹田市医師会副会長
4	渡邊 眞	社会福祉関係者	吹田市民生・児童委員協議会副会長
5	田中 勲	教育関係者	吹田市PTA協議会会長
6	香川 俊治	教育関係者	吹田市こども会育成協議会会長
7	粉川 雅至	教育関係者	吹田市私立幼稚園連合会会長
8	上農 あゆみ	教育関係者	吹田市私立幼稚園児の保護者
9	山口 剛	教育関係者	吹田市留守家庭児童育成室入室児の保護者
10	武内 慎吾	保育関係者	吹田市私立保育園連盟会長
11	植田 貴士	保育関係者	吹田市立保育園児の保護者
12	井村 卓治	事業者	吹田商工会議所常議員
13	松下 睦子	子育て支援に関する活動を行う市民団体の代表者	子育て広場オアシス代表
14	長瀬 弥生	市民	公募委員
15	長谷川 美津代	市民	公募委員

※◎は会長、○は副会長

### 3. 検討経過

#### ◆吹田市子ども・子育て支援審議会

平成 25 年度

開催日	回	主な内容
平成 25 年 8 月 29 日 (木)	準備会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 はじめに</li> <li>2 委員の紹介</li> <li>3 会長、副会長の選出について</li> <li>4 審議会の傍聴に関する取扱いについて</li> <li>5 その他</li> </ol>
	第 1 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>2 ニーズ調査について</li> <li>3 その他</li> </ol>
平成 25 年 9 月 30 日 (月)	第 2 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ニーズ調査について</li> <li>2 その他</li> </ol>
平成 25 年 11 月 28 日 (木)	第 3 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ニーズ調査について</li> <li>2 地域子ども・子育て支援事業の概要について</li> <li>3 次世代育成支援行動計画（後期計画）の実施状況等について</li> <li>4 その他</li> </ol>
平成 26 年 3 月 25 日 (火)	第 4 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ニーズ調査結果の概要について</li> <li>2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について</li> <li>3 教育・保育提供区域の設定について</li> <li>4 その他</li> </ol>



平成 26 年度

開催日	回	主な内容
平成 26 年 6 月 19 日 (木)	第 1 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項及び今後のスケジュールについて</li> <li>2 教育・保育の提供区域及び「量の見込み」について</li> <li>3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域及び「量の見込み」について</li> <li>4 子ども・子育て支援新制度に関する基準の検討について</li> <li>5 子ども・子育て支援新制度に伴う教育・保育施設の自己負担金(保育料)のあり方について</li> <li>6 その他</li> </ol>
平成 26 年 8 月 28 日 (木)	第 2 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育・保育の提供の現状と確保方策の方針について</li> <li>2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域、「量の見込み」と供給体制等について</li> <li>3 子ども・子育て支援新制度に伴う教育・保育施設等の利用者負担について</li> <li>4 その他</li> </ol>
平成 26 年 11 月 21 日 (金)	第 3 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 (仮称)吹田市子ども・子育て支援事業計画(素案)について</li> <li>2 その他</li> </ol>
平成 26 年 12 月 22 日 (月)	第 4 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 (仮称)吹田市子ども・子育て支援事業計画(素案)について</li> <li>2 その他</li> </ol>
平成 27 年 2 月 23 日 (月)	第 5 回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 (仮称)吹田市子ども・子育て支援事業計画(原案)について</li> <li>2 特定教育・保育施設の利用定員の設定について</li> <li>3 その他</li> </ol>
平成 27 年 3 月 (開催予定)	第 6 回	

## 4. アンケート調査結果の概要

### (1) 調査の目的

子ども・子育て支援法に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、市内在住対象者に対してアンケート調査を行うことにより、住民の子育て支援に関する生活実態や要望などを把握し、事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とします。

### (2) 調査方法

#### ア 調査対象地域

吹田市全域を対象とした。

#### イ 調査対象者

吹田市内在住者を対象に、以下の2区分に該当する人を対象とした調査を実施しました。

区分	調査対象	標本数
1	市内在住の0～5歳までの就学前児童	3,000
2	市内在住の小学校1年生～6年生の児童	3,000
合計		6,000

歳	生年月日
0歳	H24年(2012年)4月2日～H25年(2013年)11月1日
1歳	H23年(2011年)4月2日～H24年(2012年)4月1日
2歳	H22年(2010年)4月2日～H23年(2011年)4月1日
3歳	H21年(2009年)4月2日～H22年(2010年)4月1日
4歳	H20年(2008年)4月2日～H21年(2009年)4月1日
5歳	H19年(2007年)4月2日～H20年(2008年)4月1日

学年	生年月日
1年生	H18年(2006年)4月2日～H19年(2007年)4月1日
2年生	H17年(2005年)4月2日～H18年(2006年)4月1日
3年生	H16年(2004年)4月2日～H17年(2005年)4月1日
4年生	H15年(2003年)4月2日～H16年(2004年)4月1日
5年生	H14年(2002年)4月2日～H15年(2003年)4月1日
6年生	H13年(2001年)4月2日～H14年(2002年)4月1日

ウ 抽出方法

住民基本台帳から対象世帯を母集団として、層化抽出方法により抽出した。

エ 調査方法

郵送による配布及び回収

オ 調査期間

平成 25 年 12 月 2 日（月）～平成 25 年 12 月 20 日（金）

**（3）回収結果**

回収結果は以下のとおりです。

	配布数	回収数	回収率
就学前児童（0～5 歳）	3,000	1,454	48.5%
就学児童（小学生）	3,000	1,462	48.7%
合計	6,000	2,916	48.6%